

第1日目（9月11日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
8番	石 峰	実	9番	尾 上	和 孝
10番	川 田	保 則	11番	太 田	一 彦
12番	堀 池	主 男	13番	藤 川	法 男
14番	今 井	泰 照			

2. 欠席議員

7番 中 尾 尊 行

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主任書記 樋 口 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長	堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	諸 隈 三 恵 子
教 育 長	岩 永 聖 哉	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総 務 課 長	松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成29年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸般の報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 太田一彦議員、12番 堀池主男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの12日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに平成29年第3回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ことしの梅雨は昨年より3日遅く、7月20日に梅雨明けしましたが、7月5日から6日にかけての九州北部災害や梅雨明け後の天候不順により、全国各地で土砂災害や農作物にも影響が出るなどの被害が発生しております。

長崎県地方におきましては、梅雨期間中の雨は少なく、これまでにないほどの暑い夏空が続き渇水を心配しておりましたが、適時に降水があり、水道水、農業用水ともに満たされ、台風の心配はあるものの、このまま推移すれば実りの秋を迎えられるのではないかと考えております。

また、第99回全国高校野球選手権大会長崎県予選では順調に勝ち進み、清峰高校と公立高校同士のまさに高校野球にふさわしい決勝戦となり、町民挙げての応援の中、延長10回の劇的なツーランホームランで見事16年ぶり3回目の甲子園出場の切符を手に入れました。第99回全国高校野球選手権大会は台風5号の影響により1日順延し、8月8日に開会され、開幕第1試合で彦根東高校と対戦しました。手に汗握る接戦の末、5対6で惜しくも敗れましたが、開幕戦にふさわしい、また高校生らしい内容の試合であったと思っています。県予選優勝の7月23日から8月8日の試合当日の短い期間だけでなく、試合後においても多くの町民の皆様方や町外の皆様方から物心両面にわたり力強い御支援をいただき、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

ことしの夏は町民一体となって燃えた暑い夏でした。このようなすばらしい機会と大きな感動を与えてくれた波佐見高校野球部の皆さんに心から感謝をいたします。さらに来年の春の選抜、第100回の記念すべき夏の大会出場を目標にさらに頑張っていたいただきたいと思います。

韓国康津郡との交流では、7月29日開催の康津郡青磁まつりに招待を受けましたので、28日から30日まで、副町長を訪問団長とし、議会から今井議長様、百武総務文教委員長様、それに随員2名の計5名で訪問し、29日には子供たちの交流についての協議を行い、その後、康津郡青磁まつりの開会式に出席し、引き続き祭りの視察を行い、30日に無事帰国いたしました。

次に、町営工業団地につきましては、昨年進出されました昭和金属工業株式会社様が、事業が非常に順調に推移しており、さらに車種のモデルチェンジに合わせ生産力を向上するために、グループ工場の中で生産能力が極めて高い長崎波佐見工場増設のために残地1.2ヘクタールを取得いただきました。敷地内に工場1棟、約1,800平方メートルを建設し、来年7月に操業を開始し、27人の新規雇用を計画されております。町内から積極的に採用していただくとのことでありますので、特にUターン希望の方は商工振興課へお問い合わせいただければと思います。これにより町営工業団地は、平成25年4月に分譲を開始して以来4年5カ月で全て売却が完了したことになります。

さて、北朝鮮の相次ぐミサイル発射や核実験により、にわかには朝鮮半島情勢が危機的状況になっており、現在国連安全保障理事会で経済的圧力の強化を求め話し合いが続いておりますが、ロシア、中国の思惑があつてなかなか結果に結びついていないのが現状であります。このまま北朝鮮が挑発を続けるなら、アメリカによる武力制圧も考えられないこともないのではないかと大変危惧しているところですが、万が一にもそうならないよう、国際社会が一致団結して、話し合いによる解決を切に望むものであります。

本町の6月以降の事務事業につきましては、旧中央小学校講堂兼公会堂修復工事も、ほぼ毎月町広報誌に掲載しておりますとおり順調に進んでいます。また、(仮称)歴史文化交流館の計画見直しの状況につきましては、さきの議会全員協議会に報告しましたとおりであり、その他につきましてもおおむね順調に推移しているところであります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第50号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)は、今回1億1,900万円を追加し、補正後の予算の総額を60億4,400万円といたしております。補正の主なものは、歳入では、増額は交付決定による普通交付税、前年度繰越金、子育てのための国、県支出金、ふるさとづくり応援寄附金等で、減額は財政調整基金繰入金等が主なものです。歳出では、保育所、認定こども園施設型給付費、自治会要望による町道等の整備事業費、ふるさと納税管理費等が主なものです。また、4月の人事異動に伴う給料等、人件費の組み替えを全項目にわたって行っております。

議案第51号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、今回571万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を19億7,571万6,000円といたしております。歳入では療養給付費交付金の増額及び前年度繰越金の減額、歳出では保険給付費及び保健事業

費の増額が主なものであります。

議案第52号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回3,772万円を追加し、補正後の予算の総額を13億3,752万円といたしております。歳入では前年度繰越金の増額が主なもので、歳出では過年度分国庫負担金等の返還金及び予備費の増額等が主なものであります。

議案第53号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、今回34万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億3,524万3,000円といたしております。歳入では前年度繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額が主なものであります。

議案第54号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、今回1億487万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を1億7,027万3,000円といたしております。歳入は、町営工業団地の残地約1.2ヘクタールを昭和金属工業株式会社に売却したため、財産売却収入及び繰越金の増額が主なもので、歳出では公債費の増額であります。

議案第55号から議案第62号までの8件は、平成28年度波佐見町一般会計をはじめ各特別会計に係る歳入歳出決算認定について及び波佐見町上水道企業会計ほか1会計については剰余金の処分及び決算の認定についてであります。それぞれ監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書をあわせて添付しておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員であります小柳洋子氏が12月31日で任期満了となりますが、引き続き推薦するものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員であります橋本弘子氏が12月31日で任期満了となりますので、新たに山口浩一氏を推薦するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては御審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 請願の取下げ（29請願第1号）

○議長（今井泰照君）

日程第4． 請願の取り下げを議題とします。

29請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願は取り下げの申し出がありました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願の取り下げについて、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。よって、請願の取り下げについては許可することに決定しました。

この席で、直ちに請願の審査を付託しております総務文教委員会に報告します。

29請願第1号については請願の取り下げを許可しました。

日程第5 29請願第2号

○議長（今井泰照君）

日程第5． 29請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約へ1日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となりました29請願第2号につきましては、総務文教委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、29請願第2号については、総務文教委員会に付託します。

日程第6 29陳情第1号

○議長（今井泰照君）

日程第6． 29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となりました、29陳情第1号につきましては、会議規則第94条の規定により

産業厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、29陳情第1号については、産業厚生委員会に付託します。

しばらく休憩します。10時30分より再開いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第7. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 城後光議員。

○1番（城後 光君）

おはようございます。この夏は波佐見高校の甲子園出場、そして9月5日から10日まで東京代官山で行われました波佐見焼展あいもこいも、それから今後28、29日に鬼木棚田地区を中心に行われます全国棚田サミット、非常にこの夏、波佐見が全国に名を知らしめるすばらしい時期になったと思います。これはひとえに二、三年ではなく、5年、10年先を見据えていろいろな手を打たれた関係者の方の努力、それを応援された町民の方の結晶だと思っております。ぜひこういう先につながる取り組みを町としてもどんどん応援していきたい。その思いから今回一般質問をさせていただきます。

それでは、さきの通告に基づきまして順に質問させていただきます。

1、スポーツ振興についてです。

波佐見高校が全国野球選手権に出場し、町民に大きな感動を与えてくださいました。開幕カードでの登場ということもありまして、波佐見の知名度アップに大きく貢献したことは間違いありません。この野球部の活躍は、町民はもとより全国からの本町及び波佐見高校への支援はもちろんのことですけれども、少年野球世代から各地域において野球選手の育成に尽

力された関係者の努力のたまものであります。野球少年の将来的な活動のためにも継続的に町を挙げて野球活動の支援に取り組むべきと考えます。

ここで質問です。

1、ふるさと納税の寄附対象として、使途を少年野球育成に限定した支援を行う考えはないのでしょうか。

2、企業版ふるさと納税の対象として、地方創生事業として少年野球環境の支援が検討できないのでしょうか。

次に、地域おこし協力隊について質問いたします。

6月末をもって本町における地域おこし協力隊第1期生が3年間の任期満了を迎えられました。3名の協力隊員はそれぞれ各担当分野において正規職員ではできない活躍をされました。その後、欠員等がありまして複数回の募集が行われていますが、後任者の採用は現時点では決まっていないと伺っています。

そこで質問です。

1、1期生である3名の協力隊員からは、活動についてどのような課題が寄せられたのでしょうか。

2、今後採用を行う協力隊員にはどのような活動を望んでいるのでしょうか。

3、協力隊員の任期終了後の継続的な事業支援についての考え方をお聞かせください。

最後、3番目です。企業誘致及び既設企業の支援についてお伺いします。

進出企業の事業拡大に伴いまして、町営工業団地は全ての敷地が売却されることになりました。これまで企業誘致については工業団地への進出を前提として取り組みが進められてきました。一方で基幹産業としての窯業界向けの生地製造者の人材育成支援が行われています。

質問の1項目めです。工業団地の造成が始まった平成25年以降、町内における法人数の推移はどういうふうになっているのでしょうか。

2、今後の企業誘致に対する基本姿勢はどうなっているのでしょうか。

3、生地製造業の後継者育成については、継続的な事業継続の難しさが当事者より聞かれます。特に指摘が多い研修生向けの住宅補助など、さらなる支援を拡大する考えはないのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1 番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、スポーツ振興について。波佐見高校が全国高校選手権大会で町民に大きな感動を与え、波佐見の知名度アップにも大きく貢献した。この野球部の活躍は少年野球育成に尽力された関係者の努力のたまものであるし、各地域の応援のたまものというふうに思っている。そういうことで継続的に町を挙げて野球活動支援に取り組むべきと考えるが、そこで、ふるさと納税寄附金の対象として使途を少年野球育成に限定した支援を行う考えはないかという御質問ですが、既に皆様御承知のとおり、波佐見高校野球部が第99回全国高校野球選手権大会において16年ぶりの甲子園出場を果たし、開会式直後の開幕試合では滋賀県代表の彦根東高校と熱戦を繰り広げ、惜しくも敗れはしましたが、手に汗握る試合展開と選手の生き生きしたプレーには、町民のみならず全国からも賞賛と感動の声が届いたところであり、これにより波佐見の名を全国に知らしめることができたということは改めて申し上げるまでもありません。

このように町民のスポーツに対する熱意の中で、とりわけ野球熱が高いことは本町の特色でもあり、この下地となっている少年野球を下支えするためにふるさと納税寄附金による少年野球育成限定の支援ができないかとお尋ねであります。ふるさと納税寄附金の財源として実施できる事業、いわゆる使途については、波佐見町ふるさとづくり応援寄附金条例により、ふるさとを元気にする活動や伝統文化の保存整備、町並み整備など大きく五つの事業を対象としていますが、これらは使途の方向性を定めているもので、特定の事業に限定しているものではありません。制度創設時において寄附者の意向ができる限り反映できるように幅を持たせたものとなっております。その一つとして次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業を設定しており、お尋ねの件はここに該当するものと思われまます。

全国高校野球の甲子園大会は野球少年の憧れの場所であり、なおかつ他のスポーツと比較して格段に注目度が高く、そこにつながることを夢見て頑張る少年野球の育成支援策については進めていきたい気持ちは大いにあるものの、野球に限らず他のスポーツにおいても育成活動が盛んであることや、文化的活動の重要性などの視点からも、これのみに特化したふるさと納税寄附金の使途については現在のところは考えておりません。ただし、今回の波佐見高校野球部の甲子園出場に対しては、これに特化してふるさとづくり応援寄附金を募り、全国からの善意の寄附をお受けしたところでありまます。

次に、企業版ふるさと納税の対象として地方創生事業として少年野球環境支援が検討できないかという御質問ですが、企業版ふるさと納税では、地方創生応援税制として平成28年度に創設された制度であり、志ある民間企業が寄附により地方創生を応援するもので、寄附額に応じて税負担の軽減を図ろうとするものです。

簡略にその制度を申し上げますと、まず地方公共団体が企業からの寄附金を活用した事業計画を企画立案して、企業に相談を行い、寄附の見込みを立てます。相談を受けた企業は寄附の検討を行い、趣旨に賛同の場合に寄附申し出を行います。

次に、地方公共団体は、地域再生法に基づき寄附活用事業を地域再生計画として作成し、国に対して認定申請を行います。国は地域活性化の効果が高いと判断した場合にこの計画を認定し、その後、自治体はこれを認定事業として公表し、事業を実施し、事業費を確定させます。そして、事業完了後にその財源として民間企業に寄附をしていただく仕組みです。

ただし、本町が所在する自治体への寄附は税制の対象外であることや、前にも申しましたとおり、認定申請前に企業からの寄附の確約が必要であるなどクリアすべき要件が高く、県内の市町で取り組んでいるのはごく少数に限られている模様です。また、当然のことながら、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられたものでなければならないことは言うまでもありません。このようなことから、本町ではお尋ねの件に限らず、企業版ふるさと納税制度そのものの活用については現在のところ検討していないのが実情であります。

次に、地域おこし協力隊について、6月末をもって本町における地域おこし協力隊第1期生が3年間の任期満了を迎えた。後任者の採用は決まっていない状況であるが、1期生である3名の協力隊員からは活動についてどのような課題が寄せられたのか。2、今後採用を行う協力隊員にはどのような活動を望んでいるか。（3）協力隊員の任期満了後の継続的な事業支援についての考えはどうかという御質問ですが、地域おこし協力隊制度について、本町では平成26年度に導入し、その年の7月に3名の隊員を任命しスタートしました。観光と農業の各分野におけるPR活動や振興策の展開、そして新たな資源の発掘など、従来的一般行政の枠組みから一步踏み込んだ現場主義的な活動は町民の皆さんからも一定の評価をいただいたところです。これは民間企業で培った能力や知識を行政側に立って地域活性化に生かし、物事を新たな視点で捉えたり、異なる角度から切り込んで活動を展開するといった従来の行政にない取り組みの成果であると思います。

そのような活動で十分な実績を残して今回任期満了となった第1期の隊員は、新たな活動

の場を波佐見町とした者、二人、他市へ転出した者、一人と、それぞれの道を進まれています。

お尋ねの隊員から寄せられた活動に対する課題は特にありませんでしたが、行政の枠から出たの活動といっても、予算やその執行については一定のルールがあるわけですから、基本的部分については当初に十分説明を行い、お互いの理解や認識のもとで活動できるようにして、かつ情報の共有化のもとで、可能な限り隊員が活動しやすい環境を整えたいと思いますし、そのように努めたところであります。

次に、町として今後どのような活動を望むのかというお尋ねですが、常に多方面からの視点や発想のもとで活動を展開してほしいと思います。ただ、都市圏からいきなり見知らぬ町へと移住してくるわけですから、それなりの不安もある中で、過度な期待をかけて即成果を求めるようなことはありません。そのような中で現在募集をかけているのは、従来の観光や農業の振興につながる活動のほかに、応募者自らが提案する活動を追加しています。例えば、用途廃止した永尾分校や保育所など遊休化した公有施設の利活用であったり、教育格差解消のための取り組みであったりと、こちらが地域おこしのきっかけにつながるような活動になればと思います。

なお、任期終了後の継続的な事業支援については、本町での起業や就業をする場合、その安定化につなげることを目的に、地域おこし協力隊起業就業安定化支援補助金制度を昨年の10月に設けて、備品や設備費、研修費など、起業や就業への準備費用について支援するようにしています。また、これまで隊員が取り組んできた活動がそのまま事業化につながるように、可能な部分については業務委託などにより仕事の確保ができるような支援も行うようにしています。

3、企業誘致及び既設企業支援について、進出企業の事業拡大に伴い、町営工業団地は全ての敷地が売却されることになった。これまでは企業誘致については工業団地への進出を前提として取り組みが進められてきた。一方で基幹産業としての窯業界向けに生地製造者の人材育成支援が行われている。

まず、(1) 工業団地造成が始まった平成25年度以降、町内における法人数の推移はどうかという御質問ですが、法人台帳登録数では、平成25年度345社、26年度349社、27年度355社、28年度362社と、わずかながら増加傾向にあります。

今後の企業誘致に対する基本方針はどうかという御質問ですが、平成25年4月に分譲を開

始した町営工業団地も、先日記者発表したとおり、残り1.2ヘクタールを昭和金属工業株式会社に売却したことで分譲終了となりました。当初目標としていた5年以内での売却は達成され、優良企業が進出されたことは雇用や経済発展のためにもこの上ない喜びであり、進出された企業や誘致に対して御支援いただいた県並びに産業振興財団の皆様にも深く感謝しているところです。今後は進出された企業はもちろん、既存の企業に対してのサポートを中心に取り組んでいきたいと考えています。

また、町内の民間の空き地や空き工房、空き店舗等の情報を収集して、進出予定者に対して情報提供を行っていききたいと思います。

(3) 生地業後継者育成については継続的な事業継続の難しさが当事者より聞かれる。特に指摘が多い研修生向けの住宅補助拡大など、さらなる支援を拡大する考えはないかという御質問ですが、窯業人材育成事業については、波佐見焼産地の次代を担う人材を育成し、波佐見焼のさらなる活性化を図ることを目的に、平成27年度から県、町、産地それぞれ3分の1の負担において事業をスタートさせたところです。特に後継者不足が深刻な状況にある生地業などの下請業へ、将来窯業に従事することを前提とした研修生を募集して、基本的に1年間の研修期間中に実技を身につけ、研修修了後は生地業等の後継者として波佐見町内事業者に就業するか起業することを目標としています。事業を組み立てるに当たり、窯業関係者や県、町と協議を重ね、既に実施されている漁業の人材育成プランを参考としたところです。しかしながら、事業実施から2年が経過し、さまざまな課題や問題点が出てきており、今後の事業展開や事業の継続について、県への要望はもちろん、問題解決に向けて関係者と協議を行っているところです。研修生向けの住宅補助拡大をとのことですが、そこも含めて次期クールに向けて修正できるところは修正し、生地業等の後継者が育つような環境整備に努めていきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。

まず、第1番目のスポーツ振興についてお伺いします。再度追加で質問いたします。

この夏にかけて、5月6日に波佐見中学校に日本野球機構から未来の侍プロジェクトとして、県で唯一ベースボールの贈呈が行われました。8月5日には波佐見中学校が九州中学軟式野球競技会に出場しまして、残念ながらこちらは敗退になってしまったんですけども、九

州大会に出ています。8月8日が先ほどからお話しさせていただいていますとおり、波佐見高校が甲子園に出場しました。8月11日には全日本学童野球軟式野球大会、マクドナルドトーナメントで鴻ノ巣少年野球クラブが登場しています。その敗れたチーム、ゼロ対17だったのですけれども、敗れたチームの北海道のチームが優勝していますね。

要するにこういった形で非常に各野球少年、年代を問わず、全国的な活躍をしています。もちろん波佐見がスポーツが盛んな地域というのはわかるんですけども、今回、例えば日本野球機構から認められた部分というのは、波佐見町が非常に世代を問わず野球熱が盛んであるというのが認められて、そういう贈呈というふうになったと思うんですね。ですので、もちろんいろんなスポーツに力を入れていただくのは当然なんですけれども、野球がこれだけほかから見て注目を集める町ということで一つ売りになるのではないかというふうに私は思っています。結果として、波佐見高校が甲子園に出場したことで、全国から野球に強い町というふうな認識もいただいていると思います。

先ほど、町長も説明の中でおっしゃったのですけれども、甲子園に出場したのも県立高校同士でした。例えば、今回、甲子園に出場した学校が49校あって、公立高校は8校のみなんです。なかなか環境が厳しい中で、やっぱり町を挙げて支援していくということは非常に必要になってくると思うんですけども、まず、最初に質問します。今回、波佐見高校の野球部に特別後援会向けの町としてのふるさと納税の限定した寄附が行われたんですけども、大体どれぐらいの件数、幾らぐらいの金額が集まったかというのを教えていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

お尋ねのふるさと納税を活用しました波佐見高校野球部へのふるさと納税寄附金でございますけれども、これは非常に期間が短かった関係もございまして、全国から13口で15万円の寄附という実績になっております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。この数字を多いととるか、少ないととるかは、見ていただく方によって変わってくると思うんですけども、例えば、くらわん館さんで売り上げの一定金額を寄附いただけるという取り組みもされていまして、100万円を寄附いただいたわけですね。

要するに何かしらの形で既に売り上げが立っているというか、例えば波佐見に関心を持たれているところに対してはそういった形でかなりの寄附額が寄せられると思うんですね。例えば、今回、今、課長も答弁いただいたとおり、期間が限定されているからこれだけの金額しか集まらないという部分もあると思うのです。例えば1年を通して募集をされていれば、もっと波佐見高校に接点を持たれる方、要するに波佐見に愛着を持たれる方というのが寄附が集まってくる可能性はあると思うんですよ。

例えば山形県の庄内町というところがあるんですけども、ここも県立高校が町に1校しかないんですね。ここはふるさと納税で期間を限定して、その庄内総合高校が体操部が盛ん、非常にスポーツが盛んということなので、オリンピックに出るような環境を整えるために、高校のその機材を買うふるさと納税を限定してやっていたりします。

例えばこういう、波佐見高校でも、例えば極端な例ですが、バスを更新するために寄附を町として支援を募ってあげるとか、例えば寮とか何でもいいんですけども、そういう環境のために用途を限定してふるさと納税を期間限定で募集するとか、そういう継続的ではなくても何かその用途を区切って今回のような、常に波佐見高校に何か支援する窓口をつくるということだけでも検討いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議員おっしゃったとおり、確かに野球部が、波佐見高校が全国に出て波佐見の名を知らしめたということは非常に大きいことと思います。それから野球部に限らず県内に唯一工芸デザイン科ですか、そういった特色ある学部もございますので、そういった方も非常に住居に対しての要望が高いわけですね。ですから、野球部に限らず波佐見高校への支援策としてそういったものが活用できるのかは、今後十分に検討しながらしていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。そうですね、おっしゃるとおり、波佐見高校にかかわる生徒に対する支援というのを広げていただきたいと思います。というのが、来年、波佐見高校に入学者の、受験者の枠が減るのです。今までとは減って120人になるんですね、普通科の入学定員が。それが3年後になると大体20%ぐらい生徒の数が減りますので、そういう意味でも

何らかのてこ入れというか、そういうのをしていかないと、波佐見高校自体も尻すぼみになる可能性はありますので、ぜひ町を挙げて、当然、美術・工芸科に今、奨学制度があるんですけども、それを例えば野球に関する子供たちが受けられるか、使途を増やすという考え方も検討いただければと思います。

次に、もちろん波佐見高校がそうやって甲子園に出れる環境ですので、そこに皆さんの目が行くのは当然なんですけども、今回波佐見高校で甲子園に出たメンバーのほとんどが少年野球から波佐見にいるメンバーだったり、中学校でも全国大会を制覇したメンバーだったり、要するに底上げがあったからこそ甲子園に出られたんですね。これをお話を、例えば全国大会に行くという話を聞いていまして、例えば今回の夏の時期に中学校が九州大会に行くということで、各地の献灯祭に募金箱を持って、選手自らが募金をよろしくお願いしますというふうな形で回っていたんですね。

もちろん当人たちが一生懸命頑張っただけでそうやって集めていただくのは大事なんですけれども、できるだけそういう環境を応援してあげる町であってほしいなと思うんですね。というのが、本来はもっと練習とか、そういったものに取り組んで、その時間、強くなっていたきたいので、できれば、例えば親御さんが集められる募金を何かしらの形でサポートしてあげる公的な機関というか、そういう部分の支援をしてあげるとか、何かしら選手の強化、少年野球の選手の強化につながるような、そういう資金面のサポートというか、そういうのが検討できないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

波佐見高校、また野球ということに関してですけれども、先月研修を受けたときに、やはりその町の高校が衰退したり、今、年間に60校ぐらいが減っていつているんですね、人口減少で。そうすると、その町に高校が一つあって、その高校がなくなったら、もうが一つ子供も、今若い世代の人たちの一番の関心はどこの高校に入るかという、教育環境がいいところ、それから福祉、医療、そういうところが充実していると。高校がなくなると、ほとんどそのあれば、親がほかのところへ地域に移るといようなそういう事例等が出てきてですね。これはもう今回の学級の1減はやむを得ないけども、やっぱり今から、なお、その野球とか、それから美術・工芸、これはやっぱりよその町、よその高校にない、長崎県で唯一の公立高校としての先頭を立っているのではないかなと。あらゆる機会を捉えて、そういう方たちが

思う存分この活動に熱中できるように。先ほど、やっぱりお祭りとか街頭での子供の寄附というような状況はしなくてもいいような、そういう面での、今すぐとは具体的にはできませんけども、皆さんたちのお力をかりながら、いいアイデアができて、そして負担感を感じないでやっていけるような。そして、できれば、四、五年前は県に寮をつくってくれという、美術・工芸のいい人もやっぱり遠方から来てくれるんですよ。ところがやっぱりそこに下宿する寮がないというようなことでせっかくのチャンスを失ったりというようなことでありますので、やっぱり県のほうの教育委員会としてもなかなか寮あたりまではというようなことはできないと思いますが、そういう機運は高めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。町長がおっしゃったとおり、すぐ何かできるわけではないと思うんですけども、ぜひ少しでも子供たちが波佐見に来たい、波佐見に来てよかったと思っただけの環境づくりを検討いただければと思います。

2番目の企業版のふるさと納税の件なんですけれども、今回、この夏に非常にニュースになったのは、秋田県の大仙市、大曲花火大会があるところなんですけれども、ここで全国500歳野球大会というのがことしから始まりました。これがちょうど企業版のふるさと納税の対象の事業になっているんですけども、もともと秋田で少年野球が発祥の地というのは、ここの地域みたいなんですけれども、全県500歳野球というものが昭和54年ぐらいから行われていまして、年を重ねた方でもそういう、優勝して一旗揚げたいという方が集まってきていた場所に、せっくなので規模を広げて、全国から集めたい。その結果、交流人口を拡大するという意図でこういう事業が行われまして、内閣府に提出された計画予想数字よりも、第1回が32チーム、1,080名、非常に多い参加者が集まっているわけですね。

この取り組みというのは波佐見も非常に参考になると思うんですね。先ほど町長答弁で企業版のふるさと納税は今のところ検討していないということで話がありましたけども、今後総合戦略も含めて見直しがあると思いますので、そういう、例えば少年野球の何らかの大会が波佐見にあるとか、そういうきっかけがあれば、もっともっとその野球に対して関心を持つ子供たちが集まってくる可能性もありますので、それこそ今すぐでできる問題ではないと思うんですけども、随意研究していただいて、こういうものも事業としてうまくいっている部分もありますので、ぜひ参考にしながら検討いただければと思います。

次の質問に移るのですけれども、地域おこし協力隊について質問を改めてさせていただくのですけれども、特別、活動について課題というものは寄せられていないという答弁だったので、私、3名の隊員の方に個別にちょっとお伺いしてみて、お二人の方から回答をいただいたのですけれども、これは別に個人に限った方じゃないと思うんですけど、皆さん、協力隊を経験された方がおっしゃるのが、やっぱり3年って、いろいろやろうとして、もがいて、やっとでき出したときに終わってしまうという声をいただきます。

今回、大石元隊員と高谷隊員から回答をいただいたのですけれども、質問をしていると、もっとこういうことをやりたかったというのがいろいろ出てくるわけなのですね。せっかくそうやって貴重な意見がありますので、何かそういうものを、例えばその次に来ていただいた隊員とか、あとは別のその思いを酌んでいただけるような人に伝えていく仕組みというのは非常に大事じゃないかなと思います。

今後、新しい隊員の方がいらっしゃるのですけれども、具体的にその受け入れの体制とか、そういう部分は何かこれまでと変わったものというのは考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

受け入れの体制についての新たな取り組みというお尋ねと理解してよろしいでしょうか。今までの取り組みといいますか、体制での対応ということしか、今のところは考えておりません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。質問させていただいたのは、ほかの地域だと、協力隊を募集する前から、地域の例えば自治会とか企業さんとかを含めて、役場と一緒にあって受け入れのそのグループをつくって、応募のところからそれを採用する過程から一緒になって話をすると、取り組みを行われている事例もあります。要するに来ていただいてすぐに活動しやすい環境を前もってつくるとい意味だと思ってしまうのですけれども、ぜひそういう部分も、新しく来られた方がすぐになじみやすいように検討いただければと思います。

次に、お二人の隊員からすごくよく聞かれたことは、やっぱり役場ならではの決まりというか、ルールと、自分たち、その協力隊がやりたいことの中にギャップがある部分はどうし

でもあるという話をされていて、なかなかその辺がどういう感じかというのがいまいまいちわからなかった部分とかいうふうなのがあったということなんで、できれば提案として、来る前に波佐見町に来ていただけるような、そういう機会をつくる。例えば協力隊希望者ツアーみたいな、何かそういうものを検討する余地はないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

全国へ募集をかけているわけですから、その協力隊の事前研修といいますか、そういったためのツアーというのはなかなか厳しいものはございますけれども、商工部門においても、あるいは観光協会におきましても、いろいろなモニターツアー等は計画しておりますので、その中で波佐見町を知っていただくということがいいんじゃないかなという思いがしておりますので、特別その協力隊希望者に向けてのツアーというのは現段階ではちょっと考えにくいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。あと、ちょっと全然違う軸なんですけれども、農業に対しては開設当初から募集の枠として検討されていて、例えば新しく波佐見で就農される方にぜひ来ていただきたいとかいう形が募集枠としてあるんですけども。

大石元隊員がおっしゃったのは、自身は農業を大学で学ばれていて、長崎県は非常にその就農者に対する支援の制度が厚くて、いろんな形で研修の機会があったり、例えば大村とか小値賀町とか、具体的に受け入れをする施設というか、団体さんも結構たくさんあると。そういう環境を生かしたら、もう少し、その農業をしやすいんだよという部分が来て初めて知ったとおっしゃっているんですね。

なので、そういう受け入れの体制は長崎県として非常に進んでいますよというアピールももっとしていかないと、なかなか波佐見町の募集だけ見ても、その波佐見町に興味がある方には響かないんじゃないかなと。ですので、募集の方法というのも、今までホームページとか観光にかかわる部分で来ていらした方に募集とかいう形は当然あったと思うんですけども、例えばいろんなその盛んな地域は農業関係の就農を希望される方が集まるフェアに出展されているとか、いろいろな取り組みをされているんですけども、農業に限定して、波佐見としてもそういう別の募集の形態というふうなものを考えたりというのはしないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

農業分野についてのお尋ねでございますが、議員おっしゃるように、大石隊員につきましては、将来については波佐見町で就農をやりたいというふうな御意見をいただきながらずっと活動を続けてこられましたけども、最終的には1年9カ月ぐらいで退職というような形になって、地元で別の農業以外の観光分野について就職をされたということで、協力隊の所期の目的であります定住とか定着とか、そういうことは達成できたのかなというふうに考えております。

今後、農業分野においても募集をかけていく必要があるだろうと思いますが、特に課題となっております担い手の育成とか、不足とか、そういった問題を解決するためには、そういったことも視野に入れながら募集活動をやっていく必要があるだろうと思いますが、今のところ、そういった外部からの受け入れ体制がきちっと整っていないというのが現状でございますので、農家の皆さん方と今後話を進めながら、まず環境づくりを整えていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。私が質問しても、大石元隊員はすごく前向きにいろんな質問、投げかけをしていただきましたので、ぜひそうやって、せっかく波佐見にいらっしゃるので、そういう来た方とかを含めて、農業従事者の方といい知恵を絞っていただいて、担い手を増やすような取り組みも進めていただければと思います。

あとなんですけども、3項目めの持続的な事業の支援の体制なんですけども、今は空き家バンクをもともと隊員でいらした方に事業委託をされているという形で支援が目に見えて進んでいます。こういった形で、新しい仕組みというのをどんどん支援をしていくというのは、非常に協力隊になりたい方にとってもメリットになると思うのですね。

ですので、そういう部分をもっと広げていただきたいと思うんですけども。例えば、今、ちょっと私、個人的にお話を聞いたのですけれども、例えば芸術関係で、夫婦で遠隔地において、波佐見に協力隊としてなりたいとかいうお話を聞くこともあるのですね。ですので、もっと役場の中でこんな隊員が欲しいんだろうなという話ではなくて、いろいろな、その若手とか、各専門分野ですね。美術分野や農業分野、いろんな分野とあわせて、そういう募集の

体制を考える協議会みたいなものをつくるという考え方はないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

特にそういった協議会をつくるというふうな考えはございませんけれども、ただ、いろいろな情報を皆さんからいただきながら、先ほど申された夫婦での地域おこし協力隊の件につきましても検討を進めとったわけですが、相手方の奥様の都合でちょっと来れなくなったとか、そういった諸条件もございましたので、今回の採用までには至っていないわけですが。

そういった若手の方からもいろんな情報をいただきながら、できるだけ波佐見の地域活性化につながるような活動が見込まれるようであれば積極的な採用はしていきたいと思っておりますし、ただ、誰もかれも地域おこし協力隊に募集したから採用するということでは、必ずしも地域おこしにつながらず、いろいろなトラブルが発生したという事例もいろいろ聞いておりますので、そこら辺につきましては、面接等を行いながら、本当に地域おこし協力隊としてやっていきたいのかという、本人さんの資質等も見きわめながら採用していきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。3番目の質問にいきます。企業誘致に関して、非常にありがたいことで、工業団地が全て売却されたということは非常にうれしいことだと思います。その今後の方針として、進出していただいた企業さんにさらに発展していただくとか、今、波佐見にいらっしゃる企業さんにもっと事業活動しやすいような支援を行っていただくということなんですけども、今までなかった、今まで余りなかったというのが、例えば西ノ原地区とか、飲食店とかが非常に増えていると思うんですね。そういう部分を、せっかく、先ほどの農業の話ではないのですけれども、そういう新しく営業されたところに食材を供給するとか、そういう新しい、せっかく新しく来ていただいた企業さんならではのよさを生かすような支援というのは、今後何かしら考えていくつもりはあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

新しく来られた方への支援としましては、通常考えられるのは、いろいろ企業に対しての

国、県で持っている補助金だったり、うちは資金の融資制度をつくっていますけども、そういったのが主な支援の方法だと思っております。それで、そういった新しく飲食店が来て、こういう食材のルートであったりとかいう部分は、むしろ行政がルールをつくるというより、そういった民間ベースでいろいろな、JAも、農協とかも絡めながら、そういった方策が、知恵が出てくるべきじゃないのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。知恵がどんどん出てくればそれに越したことはないのですが、なかなか難しいという話を飲食店の方、聞きますので、ぜひ町としても何かしらサポートをしていくような考え方は持っていたきたいと思います。

というのが、例えば、私、ブリスヴィラ波佐見さんに8月、どれぐらいお泊まりになられたんですかと聞きましたところ、8月に1,933名宿泊をされているんですね。外国人が123名いらっしゃるというふうにお伺いしたのですけれども。例えば、2015年の2月にオープンされたときは、1日当たり一人か二人、数人しか泊まられなかったこともあるということなんですけども、今では稼働率が87%、非常に2年半という短い期間の中でこれだけの成功をおさめられています。ぜひ、もっとそういう、西ノ原地区でもそうなのですから、そうやって元気で自ら頑張っている企業さんのその考え方をぜひ役場としても取り入れてもらって、こういう事業があるんで、ほか、団体とか、そういうところも一緒になってやりませんかとかいう。例えば勉強会じゃないですけど、研修会ですね。優れた企業さんを勉強に、ほかのその企業さんも、例えば飲食でもそうですし、窯業でもそうですし、そういう部分を学んでいくような仕組みというのを、商工会とかと連携しながら、何かその企業支援という一環として考えることはできないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうブリスヴィラの副社長を2回にわたって職員研修、まず、もう、しております。したから、すぐどうということはないですけども、やっぱり意識を変えるといいますか、変える部分と、変えない部分とあっても当然だというふうに思っておりますし、いろんな形でいろいろな話を持っているような方々は、どんどん入りやすい役場といいますか、私も町長室はいつでもオープンにしておりますので、みんなよく来て、いろんなアイデア等を提供し

ていただきます。また、一般の我々が届かないところは、議員さんもいろんなアンテナを張って、そしてこういうことはどうかというような、そういう提案をしていただきながら、別の、議会のここのあれでなくても、やっぱりそういうふうな形で、よりよい町にするための前向きな考え方の中で取り組んでいければ、いい人材が出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、もう企業誘致よりも、今からは人材誘致だと。特に、アーティストとか、そういうふうな方があればなおさらのこと、そういう優れた魅力のある人材を誘致できればなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。今、町長がおっしゃったとおり、私も波佐見焼展あいまこいにもお伺いしたのですが、非常に波佐見に来たいという関心を持たれている、特に美術分野、芸術分野の若い方、例えば芸術系の大学生も非常にいらっしゃいます。ただ、やっぱりその受け入れる窯業関係者の方にお話を聞くと、住宅の部分とか、ちょっと、本当、来ていただくのは、来ていただきたいという気持ちはうれしいけども、例えば住む家をどうするかとか、あとは給料のレベルがやっぱり都市部と波佐見では違うので、そこの辺で何らかサポートができないかなという声はよく聞くんですけども、そのあたり、町としては何か支援の策という具体的なものは考えているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

通常は転入してこられた方に対する住宅の支援とか、そういった給与の支援というのはありません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

通常はないと思うんですけど、今、申しましたとおり、非常に向こうから前のために、要するに芸術系とくくって非常に関心が高い人がたくさんいらっしゃるので、それをちょっと押すような仕組みは、今はないと思うんですけど、できるだけ今後に向けて検討させていただいて、例えば、窯業分野、なり手が非常に不足している部分も緊迫した状況ですし、その中で来たいと思っている方を引っ張ってくるのは非常に大切なことだと思いますので、何かしら、要望も非常に多いと思うのですけれども、ぜひ具体的に検討を行っていただければと思

います。

一応、一番気にしている部分というのが、例えば、窯業人材の方でもそうなのですが、せつかく興味があってやったのに、一、二年とかで、もう給料が少ないからやめてしまって帰るというケースが一番やっぱり、せつかく教えた方もがっかりしてしまうと思うんですね。そういう部分で、最初よりも後からのサポートというのが大事になってくると思うんですけど、実際に研修で来られた方とか、そういう支援をされている方とかはどのような意見を町側に上げていらっしゃるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、そもそも研修制度、最初のきっかけを支援するというのがスタートでありますけども、言われるとおり、1年だけじゃ、なかなか実を結ばない。また、その後どうなるか不安があるという中で、非常に勇気を持って来ていただいた皆さんにはなるべくの支援を行っていききたいというふうには町としても思っております。

生地、そういった事業者からは、そういった2年目のサポートとか、いろんな分野を、意見をいただいておりますので、来た人が本当にこれは波佐見でやっていけるというように思えるように、いろんな角度から総合的にその辺の制度を見直しをして、受け入れやすいというか、来やすい環境をつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

27年度に1年、県がやってきた制度を活用して、やはりその中での範囲、枠を外れない、その制度のですね。1年してみたら、こんなことがあった、こんなことがあったと。そういう形の中で2年、改善する点はあった。2年目過ぎても根本的に変わっていないという。やり方、工夫とかはあるけども、それは表面的なことで、実際根本的にいかに所得が安定するかということじゃないかなと。そこでずっと事業をですね。だから、そういうことは行政としても業界としても、生地の方々も全部わかっておりますので、そういう面で、もう3年目は枠を超えてでも特例的にも我々行政としてバックアップしていかなくては、今までやってきたことと、そして将来につなげるという、今までやってきた学んだことを我々も反省、改めるべきこと、そういう中で次につなげるような取り組みを、今そういう関係者で十分協議しておりますので、ぜひそういうふうな形でいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

済みません、これは最後なんですけど、これは質問じゃなくて要望なんですけど、例えば私が今回質問の中で法人数の推移はどうかというふうな質問とかやったときに、数値が必要ですよね。その辺で町のホームページを調べているとデータが非常に古いんですね。例えば平成22年度調査とか、平成20年の数値とか、非常にあるんですけども、県だと25年、27年の数字というふうに、ホームページ、リニューアルするというのは予算がついていますのでわかっているんですけど、もう少し情報、例えば新しく企業が入ってこられる方は調べると思うのですね。そういう部分でも、余りにもその情報が古いと、この役場って何か一生懸命やってくれていないんじゃないかなというふうな懸念にもなりますので、業務内容がお忙しいのは重々わかるんですけども、ぜひその辺を検討いただければと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今、御指摘いただいたことを真摯に受けとめて、そういうことがないように、すぐ改善をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時26分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 横山聖代議員。

○2番（横山聖代君）

こんにちは。9月というのは、夏休みが終わって児童生徒が学校に行きたくないとか、憂鬱とか、自殺が増える時期と言われています。そこで、今回は不登校対策について質問させていただきます。

病気や経済的理由を除いて年間30日以上学校を休む、いわゆる不登校の小中学生が平成27

年度、全国で12万6,000人を超えています。小中学校とも、子供の数は減っているのに3年連続で増加しているとのこと。いじめなどで学校に行きたくないと明確に意識された不登校については、その要因を明確にすることで改善が見られる可能性があります。

一方で、頭痛、腹痛、吐き気などの身体症状が出て、学校に行こうとする意識とは裏腹に心や体が行くことを拒んでいるというタイプの不登校があるとされています。この場合、特に対処が難しく、本人も苦しい、周囲も心配する。あちこちの病院にかかるけど原因がわからないという状況になります。これは不登校が深刻化していることのあらわれと言えるのかもしれない。

また、ことし2月、教育機会確保法が施行されました。この法律は学校外の学びの重要性や休養の必要性も認めつつ、一人一人の状況に合ったやり方、学習権を保障し、不登校の児童生徒の意思を十分に尊重して必要な支援を行い、国や自治体にフリースクールなどの緊密な連携を求めています。文部科学省は、不登校は誰にでも起こり得るものであり、不登校を問題行動と判断してはならない。学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。そして、不登校は休養や自分を見つめ直す積極的な意味があると明記しつつも、学業のおくれや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することに留意することとしています。

本来、義務教育の義務とは、子供が学校へ行かなくてはならないという子供に対する義務ではなく、子供が持つ教育を受ける権利、すなわち学習権を大人が保障するという義務です。今後社会で生きていくために必要な知識や思考力など基本的な力を身につけることが義務教育の意義だとすると、それと同等の知識や力を何らかの形で身につける場を確保することが求められているのだと思います。

そこで、以下の質問をします。

1、小中学校の不登校の児童生徒は何人いるのですか。また、学校に行かない、あるいは行けない理由は把握されているのでしょうか。わかっている範囲で、また差し支えない範囲でお聞かせください。

2、教育機会確保法の施行を受けて、不登校の児童生徒の受け皿をいかに拡充し、学びの機会をどう確保するのか、方針をお聞かせください。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

横山聖代議員の御質問にお答えをいたします。

不登校対策について。1、小中学校の不登校の児童生徒は何人いるか。また、学校に行かない、あるいは行けない理由は把握しているか。2番、教育機会確保法の施行を受けて、不登校の児童生徒の受け皿をいかに拡充し、学びの機会をどう確保するかという御質問でございますが。

不登校の定義は、先ほど議員も申し上げられましたとおり、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、したくともできない状況にある、年間30日以上学校を休んだ児童生徒が対象になります。

本町の不登校数ですが、小学校においては該当者はいませんが、中学校には該当者がおります。昨年度、平成28年度は中学校全体で10名の不登校の生徒がおり、ここ数年は10名前後で推移しています。なお、この数字には、不登校状態にあったものの、その後回復し、登校した生徒も含まれておりますが、より長期の90日以上学校を休んだ生徒は10名のうち6名となっております。

また、学校に行かない、あるいは行けない理由は把握しているかということでございますが、不登校の要因は多様で複雑かつ複合化していることから、本人や保護者との面談を行うとともに、学校、民生委員、児童委員をはじめとする関係機関と連携し、その把握に努めているところでございます。その要因としては、学業の不振、身体的比較、友人関係、部活動、先生との関係など、学校生活に起因するものに家庭状況等の問題が加わる事例が大多数であり、これらが複雑に絡んでいることから、特定の原因で不登校になっている生徒は少ないのが現状です。

次に、教育機会確保法の施行を受けて、不登校の児童生徒の受け皿をいかに拡充し、学びの機会をどう確保するかとの御質問でございますが、この法律は不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことを目的に制定されています。

そこで、本町の対応でございますが、教育委員会事務局に配置しております指導主事の指導のもと、県から派遣されていますスクールソーシャルワーカーが不登校生徒の家庭訪問を定期的に行い、本人や保護者との面談等を通して支援を重ねております。そのスクールソーシャルワーカーについては、中学校並びに小学校を順番に訪問し、さまざまな課題を抱えて

いる児童生徒の情報共有を行うとともに、小学校においては学校での生活を観察し、必要に応じて本人や保護者との面談を行い、さまざまな相談に応じているところでございます。

また、学校の対応でございますが、中学校には県からスクールカウンセラーが派遣されていますので、町で配置しております心の教室相談員と連携し、学校での生徒の動向を注視しながら、生徒のさまざまな相談に応じているところでございます。

さらに学校においては、不登校生徒について、教頭を中心に各学年の学年主任や担任との連携のもと、主に担任が家庭訪問を重ね、本人並びに保護者との面会を行うとともに、教育委員会事務局のスクールソーシャルワーカーとも連携を図りながら、学習支援や生活支援を行っているところでございます。

一方、不登校生徒にとっては学校登校が大きな心理的負担となっているケースがあることから、学校長と連携をとりながら、総合文化会館の図書室や研修室での学習を認め、これらを不登校生徒の受け皿としての学習場所に提供し、独自の指導を通じて学びの機会を増やしているところでございます。

これらのことから、不登校の改善や保健室登校、あるいは先ほど申し上げました総合文化会館の図書室や研修室での学習の定着事例もあり、不登校生徒一人一人の実情に応じたきめの細かい対応を行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

今回、臨床心理士の方でスクールカウンセラーの経験をされていらっしゃる方とちょっとお話しさせてもらってきたんですけど、そこで不登校が深刻化している背景についてお伺いしてきたとき、こういうことをおっしゃってました。不登校が増えていると言われて、時間が経過するのに対応し切れていない悪循環がある。不登校が深刻化している背景として、親の経済面、愛着形成、発達障害が原因と一言では決めつけられない。小学校低学年だけで限定すれば、愛着形成に関係あることは多い。今は格差が広がって親世代に余裕がなくなっている。学校現場では、その子たちとゆっくりかかわりたくても忙し過ぎて先生たちも余裕がない。子供たちはそれら大人社会のひずみを内面に取り込んでいって、そしてSOSを出しているのに、その子にかかわれない状況。結果、孤立していく、肯定感を持ってないと、そう語ってもらいました。

そこで、不登校の子供に限らずとも対人関係がうまく持てないとか、過敏とか、さまざま

な課題を抱えています。これらをサポートするためにも専門知識を持っていらっしゃるスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの支援がされているということで、私もそこは重要だと思っております。本町でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーさんの処遇や実績を教えていただきたいです。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁のように、教育委員会の事務局には、県からスクールソーシャルワーカー、そして学校には、中学校にはスクールカウンセラーが派遣されております。

まず、スクールソーシャルワーカーですが、週2日、または3日間、教育委員会のほうに来ます。1日当たり6時間で、年間630時間以内という規定がございます。一方、スクールカウンセラーについては週1回、1日当たり6時間の勤務となっております、中学校と小学校を定期的に回っているという状況でございます。年間で210時間以内というのが勤務実態でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、教職員の先生方とスクールカウンセラーの方とかスクールソーシャルワーカーの方の役割分担というのはどのようになっているのか、教えてください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

当然学校の先生方は生徒を授業でつぶさに観察をしていらっしゃいますので、何かしらの変わった事象があれば、まず子供に面会をして事情を聞くということになります。しかしながら、専門的な対応が必要ということになれば、さらにスクールカウンセラーのほうに内容を伝え、そしてスクールカウンセラーとともに子供の悩みをひもといていくという作業をされております。

一方、スクールソーシャルワーカーについては、さらにそれに加えて子供たちの家庭環境等を調べて、家庭訪問等を通じてその相談に応じているということでございます。特に中学校においては、月1回、校内支援会議が行われておりますので、学校の担任、また学年主任、教頭、それにスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが加わって、子供たちの情報共有

を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

全てはそうではないと思うんですけども、発達障害のある子供は共同生活におけるコミュニケーションを苦手と感じることも少なくなく、発達障害のない子供よりも不登校になる可能性が比較的高いとお伺いしたんですけども、先生方は発達障害児のことだったり、またはSOSを出している、そういった行動等についての研修はされているのですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

今おっしゃいましたように、学校の子供たちの中には軽度発達障害の子供もたくさんおります。それとふだんの子でも余りSOSを出すという子もそれぞれおりますので、専門的な観点から先生方は学んでおられます。例えば県の教育センターにそういう軽度発達障害等の教育を行う、いわゆる特別支援教育に関する講座、そういうようなものもたくさん開設をされておりまして、必要に応じて先生方はそれを受講するということ。当然その中でも、SOSを出す子供たちの状況というのがどういう状況にあるのか、どういう態度でそういうSOSを出すのかということについても理論的に、あるいは事例的な面を先生方が学習をいたします。それを各学校に持ち帰りまして、校内での校内研修を通して他の先生へ周知をするというような、そういうシステムを持ちながら、そういう専門的な分野での指導というふうなものを先生方が身につけ、そして指導に役立っているというのが現実でございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そういった先生たちも、先生たちがそういった研修をされているということで、それが疑いのある子に対して不十分だという声もちょっと伺ったことがあるんですけども、それを教育委員会的にそういった先生方に対して何かしらの情報提供だったり指導とかというのはどのようにされているのですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会においては、特別支援推進委員会というものを設置しております。その中で学

校の代表、または各子ども園の代表の方、さらには県の教育センターから派遣をしていただいて、そういった研修会、講演会も行って、学校側の指導をしております。先ほど教育長が申したとおり、それを受けて、学校では校内研修を受けて、教育委員会の方針なりを伝えているところでございますし、教育委員会もそういった特別支援についてはマニュアルをつくって各学校にも配付をしているところでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そういった先生方の研修とかはされているということで、そうやってされていて、県からのをされているんですけども。あと、児童生徒が家庭と学校以外でも訪れる場所といったら学童施設があると思うんですけど、そういった学童施設と学校間での情報共有だったりはなされているのですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど申しました特別支援推進委員会のほうには、学童のほうの方は御参加して、現在のところ、いただいておりません。それを所管されているこども園なり保育園の方は参加をされているわけですが、放課後を大方過ごしているのが今、学童の現状というのもありますので、それについては今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そうですね、学童施設でやっぱり過ごす時間が多いので、そういった推進委員会にも今後学童施設の関係者も入れていただきたいなと思っております。

そしたら、次になんですけど、こういったスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーさんを、不登校が多くなってきたなという、26年度ぐらいから増えてきたということなので、27年度ぐらいからそういったスクールカウンセラーさんとかスクールソーシャルワーカーさんの事業を取り入れられていると思うんですが、それによつての成果だったり、今後の課題等をお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、あるいはもう一方、先ほども申しましたように、心の教室相談員という方、中学校には3人いらっしゃるわけで、スクールカウンセラーはこれまでは中学校だけに常駐しておりましたけれども、今年度から制度が変わりまして、拠点校方式ということになりまして、小学校も回るようになりました。

そういう状況の中で、カウンセラーについても小学校に回るようになりましたので、いろんなさまざまな相談を、この方々に相談をし、いろんな解決の糸口をつかむことができるようになったということは大変大きな成果ではないかと思えます。学校といたしましても、校長のほうから報告を受けますけれども、このスクールカウンセラーとか、あるいはスクールソーシャルワーカーの方々が学校にいていただいている、あるいは待機をしていただいていることで、大きな学校としては力になっている。子供たちもやはりその方々に相談しやすい。そういう状況と、環境というものが整ったと。それで、特にスクールソーシャルワーカーは家庭訪問もいたしますので、保護者との接触、保護者との面談をしながら、その解決の糸口というものをつかんでいくということにも大きな成果が上がっているというふうに言われております。

それから、そういうことになりますので、学校、地域、家庭、そのやっぱり子供の事例に関する支援ネットワークというものが構築できたのではないかなというふうにも思っております。今までは学校なら学校だけで行っていたのが、スクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラーがその中間にいて、ネットワークというものが非常に広がってきた。そして、それぞれの立場でそのことに当たることができる、解決の糸口とさっきから言っておりますけれども、解決の糸口というものを見出すことができる、そういう成果にも上がっているということです。

課題でございますけれども、課題はやはり、先ほどちょっと言いましたように、スクールカウンセラーが中学校に独自だったのが、小学校にも回らなければいけなくなりました。そうしますと、中学校に常駐する時間が非常に少なくなります。中学校のほうは、やっぱり不登校にしても、あるいは問題を抱える子は多いです。ですから、どうしても時間が足りないという、そういう状況が今生まれてきているということと、それからもう一つは、やはりこの専門的立場の人を、もっと保護者とか、あるいは社会の人たちに知っていただくという、そういう課題が残っているのかなというふうなことを今のところ感じているところでござい

ます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

波佐見中学校に心の相談員の方もいらっしゃって、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの方たちがいらっしゃるので、児童生徒とか親とかの先生方にも、心身面とかで、あと、家庭とのパイプ役で重要な位置にいらっしゃるんだなというのはすごくわかりました。

それで、国で今回、30年度の概算要求が出ていて、そこにいじめ・不登校対策の推進というのがあったんですけど、そこで、スクールソーシャルワーカーだったり、スクールカウンセラーの配置拡充がなされていました。本町で、先ほども教育長も課題で、スクールカウンセラーの方が今年度から小学校にも回るということで、常駐、中学生のほうでいろいろ問題を抱えているとかあるので、いろいろそういう多感な時期でもありますから、中学生のほうで、なので、やっぱりそういうところが課題と言われていたので、今、保健師さんとか、専門職で波佐見町も増やしていらっしゃると思うんですけど、こういった臨床心理士さんとかを今後波佐見町で採用するときに考えられないものかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員さんおっしゃるとおり、中学校においては多感な時期、思春期の時期でございまして、大変問題を抱えた生徒さんが多くございます。私ども、教育委員会も県の力をかりて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの力をかりて、そういった問題の解決にしているわけでございます。どうしても、今、教育委員会の中には、役場の職員ではそういった専門職もおりません。そういったことで、私どもが、町長部局の子育て部門の力をかりながら、場合によっては保健師さん、さらには県の教育センター、または児童相談所の方の力をかりて今やっているところでございます。職員採用については全体的な観点でございますので、私どもが言うことはできないと思いますが、今後やはりこういった子供たちが増えてくるでしょうから、いろんなそういった方々、関係機関の強化をして、まずもっては対応したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

採用のことは多分こちら側と思うんですけども、専属職員としてやっぱりいてもらうことで、私が思うには、今まで相談室で待つ相談を聞くというような待機型から、常駐の方もいらっしゃれば、県からの派遣の方もいるので、そうやって常駐の方がいらっしゃると、積極的に児童生徒にかかわれるような接近型で活動できるんじゃないかなと思うのと、学校や地域の実情を踏まえた弾力的な活動もできるでしょうし、緊急時におけるときも柔軟な活用とか、一層可能になってくるんじゃないかと私は考えていますので。また、今後ますますこのような専門の方ですよ。スクールカウンセラーさんみたいな臨床心理士の方の必要性が増えてくると思うんです。なので、将来的に、近い将来に向けて採用を考える際には検討していただきたいと思っております。

そしたら、次に行くんですけど、教育機会確保法の成立によって、学校以外の場の重要性というのがうたわれているのですが、また、学校に行くのが難しい生徒に対しては休んでもいいよというような方針もきちんと明記されておりました。これを踏まえて、子供たちに当てられる先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々がそれらの方針を明確に子供たちだったり保護者に伝えられるような指導が今後必要となってくると思っています。

だからこそ、こういった国の方針が変わった部分をきちんと踏まえて、子供たちに当てられる専門スタッフの方々に見識を持ってもらえるように、いま一度、認識を改めてもらうような指導を十分徹底してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

今回の法律につきましては、第一義的には児童生徒が安心して学校教育を受けることができる、そういう魅力のある学校をつくりましょうというのが一番の前提でございます。それで不登校の生徒をどうするかということが第二義に来ておりまして、まず、やはり魅力ある学校というものを各学校が構築し、子供たちが、議員もいつも言うておられますように、学校は子供たちのいる場であると、存在する場であるということを感じることで、親も子供も感じることで、そういうふうなものを学校づくりとして進めていくことが第一義だと思います。

ただ、今度新しく不登校という者がやっぱりたくさんいるんだから、それに対しての何か

の支援をしなければいけないということで、今度の新しい法律が生まれたわけで、このことについては、我々としても波佐見町の実態に応じてこの法律というものをうまく活用させながら進めていかなければ、不登校対策というものは進めていかなければいけないというふうに思っております。ただ、その休んでもいいよというのが、安易に休んでもいいということが受けとめられないような、そういうようなやはり我々の受けとめと、それから指導というようなものも大切ではないかなということを今考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

学校に行きたいけど行けないというような子供たちがいらっしゃって、そういった登校のきっかけづくりをするような適応指導教室といった取り組みもあるというのを聞いたことがあるんですけども、他市町村ではどういった事例があったりとか、本町があるべき不登校対策の目標として、何か先進事例とかの動向とかの研究はされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回、横山議員さんから質問をいただきまして、私なりにちょっと勉強もしたところでございます。今お話があった適応指導教室については、長崎県内を調べたところ、市は全て設置がありました。また、町ですね、町の部分では長与町さんに設置がありますが、そのほかの町ではまだ設置がありません。一方、佐賀県の状況も調べましたら、佐賀県は全市町とも適応指導教室がございました。

そこで、まず長与町さんのほうを、お話を聞いて、内容等を聞いたところでございますが、お隣の有田町さんが設置があって、すぐそばでございましたので、9月4日の午後から有田町の教育委員会のほうに視察に行きまして状況等を聞かせていただきました。有田町は、中学校が2校ありますので、不登校の数も波佐見町に比べると若干多いという状況でございました。適応指導教室に通っている子は、年度で若干の変動がありますが、2名ないし3名ということでございまして、ちょうど私どもが視察に来たときには2名の生徒のほうに教室を見ておりました。教室といいましても、普通の民家を借り上げたようなところでございまして、やはり子供たちにしてみれば、コンクリートの建物のところとか、人目が多いところは行きたくないというところでしたので、人里離れた山合いのところの民家を借りてされました。町が雇った講師の方が1名、そしてNPO等から派遣されている方ですね。これは

佐賀県の委託を受けているNPOさんだと聞きましたが、その方が1名いて、学習面の指導とか生活面の指導をされていたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

私も今回不登校についていろいろ調べていて、こういった適応指導教室があったりとか、あと、長崎県はやっぱりそういうところがおくれているので、設置がしてあるところも少なかつたし、あとフリースクールとか、NPOがしているようなフリースクールも長崎県にも何個かはあるんですけど、やっぱり少ないし、佐賀県に行ってみればすごいよかつたりとかもしていて、不登校になった子供たちって、行きたいけど行けないとか、もう、もともと家からも出たくないとか、そういう子もいらっちゃって、やっぱり心の面とかがあるんで、なかなかそういうのに入っていきづらいとかいうのがあるから、専門職の人にしていただくのが一番いいのかなとも思いつつも、やっぱりこういう適応指導教室があつて、学校には行けんけど、そこにおつて社会と結び付いてもらいたいし、今後、大人になったときに、やっぱりそこで社会とのつながりがあるから、社会で頑張っていけるような力も身につけることもできると思うので、長崎県がおくれているから、なかなかそういうこと、波佐見町でとかはなかなか言えないんですけど、やっぱり先進事例、すぐ近くの有田町はそういった2名とか3名しか来られていないけれども、もう、ちゃんと設置がしてある。でも、波佐見町は、今後の状況を見てというような考え方かもしれないですけど、何ですかね、限られた人数でも体制を整えられているようなところを見て、今後増えたから設置するとかじゃなくて、そういうすばらしいところを見ていただいて、不登校対策を波佐見町でももっと進めていってもらいたいなと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

そのとおりでございます。やはり一人であっても二人であっても、学校に来たくとも登校することができない、そういう子供たちをどう救っていくか、支援していくかというのが我々教育者に与えられた、教育行政に与えられた大きな使命だと思います。今すぐ、そのいわゆる学校支援センター、適応指導教室、これを設置をするかということはあるわけではないわけですが、そういう、その重要性というものを十分こちらのほうでも検討しま

して、今回の法律を受けながら、前向きに進めてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時50分より再開いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 三石孝議員。

○3番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。私はこの場をおかりしまして、今回、北部九州豪雨で被災された皆様方にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様方の御冥福をお祈り申し上げます。さらに、1日も早い復興が実現できますようにお祈り申し上げます。

さて、それでは、通告に従いまして、以下の点の質問をいたします。

1、道路行政について。

本町の道路網は、県道を中心に町道や里道、また農道や林道が管理、整備されています。特に町道と併設される歩道は町民の生活面を支える最も重要な道路であると感じております。同様に農道においても農業の経済活動には欠かせないものとなっています。そこで、町道、歩道も含めてなのですが、農道の整備等に関して次のことをお伺いいたします。

1、町道の管理、整備について、現状と計画はどのようになっていますか。また、里道等改修補助金の活用状況はどうですか。

2、農道の管理、整備について、現状と計画はどうなっていますか。また、小規模農林事業の活用状況はどうなっていますか。

次に、2番として、建物行政についてお伺いいたします。

現在進行中の公共事業は、旧講堂兼公会堂修復工事と中学校武道館改築工事の二つがございますが、どちらも高額な建設費で進められています。一方、庁舎建設に関しても基金が積

み立てられ、数年後の建設が予定されているとお聞きします。このような状況の中、新たに歴史文化交流館（仮称）の建設見直しが検討されている。そこで、次のことをお尋ねいたします。

継続予算の取り下げから、早く言えば、3月から、取り下げられましたので、約5カ月後になりますが、どのような検討がされましたか。

予算の見直しはされましたか。

起債の多発で、町財政の健全化は今後保てますか。他の事業を圧迫することはございませんか。

以上の3点です。

3番目といたしまして、地場産業支援の事業について。

地場産業の後継者対策の一環として、窯業人材育成産地支援事業が実施されています。その現状と今後の展開についてお尋ねをしたい。

1、現状についての問題点はございませんか。

2、事業の目的は、2年間続けてなさっておりますが、達成できていますか。

3、今後の事業の継続はどのようなことでお考えになっていきますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、道路行政について。本町の道路網は県道を中心に町道や里道、また農道や林道が管理、整備されている。特に町道と併設される歩道は町民の生活面を支える最も重要な道路である。同様に農道においても農業の経済活動には欠かせないものとなっている。そこで、まず、町道の管理、整備について、現状と計画はどうなっているか。また、道路事業補助金の活用状況はどうかという御質問ですが。

本町の道路につきましては、6路線の県道を基幹道路として、これにつながる1級町道20路線をはじめとして合計308路線の町道があります。これら県道及び町道は、基幹産業である農業、窯業や観光など地域産業の活性化を図っていくためには欠かせないものであります。特に町道は日常生活に欠かせないものであり、小中学生の通学路として、安全安心の観点からも必要不可欠なものです。

このようなことから、町道の管理、整備については、担当課による巡回、あるいは地元自治会等からの要望をもとに、振興実施計画及び当初予算に計上し、順次改良、あるいは補修、舗装等の整備を行っているところです。また、舗装の小さな穴があいているポットホールの場合など、担当課で対応できる箇所につきましては緊急的に即座に対応しています。今後も緊急性や状態を考慮しながら、改良、補修等を計画的に実施していきたいと考えています。

道路事業補助金、いわゆる里道補助金の活用状況につきましては、各年度の主要な施策の成果の説明にありますように、平成26年度は6路線、120万3,000円、27年度は8路線、192万8,000円、28年度は8路線、197万3,000円となっています。今後も地域内の生活道路として利用されている里道につきましては、補助を行い、生活環境の改善を図っていききたいと考えています。

次に、農道の管理、整備の状況及び小規模農林事業の活用状況についての御質問ですが、まず一般的に農道と言われている道路には、古くから自然発生的にできた耕作用道路と、土地改良法に基づき圃場整備事業などにあわせて整備されたものがあります。昭和44年には県下第1号として実施された県営圃場整備事業や、平成6年には岳辺田地区の大区画基盤整備事業などにおいても農道が整備されてきたところです。近年では農道単独での整備事業は実施しておりませんが、農家の要望等があれば、国や県の有利な補助制度等を活用しながら地域の要望に応じてまいります。

また、農道や用排水路などの農業用施設の長寿命化のための補修、更新を行う事業としては多面的機能支払交付金事業がありますが、これは各集落の整備計画に沿って年次的に整備されているところです。

一方、小規模農林事業についてですが、これは国や県の補助事業の対象とならない比較的小規模な農林道事業や、かんがい排水事業、災害復旧事業等に対する町単独事業として実施しているもので、ちなみに平成28年度の実績を申し上げますと、予算額350万円に対し、執行額247万3,000円で、その内訳は、災害関係4件、農林道関係3件、かんがい排水関係2件でありました。この事業のメニューの中でも農道の新設や改良などが実施できますが、関係戸数や受益面積などの採択基準のほか、補助率や補助限度額などを設定しているところです。特に近年では中山間地域における農林災が多発していることから、国庫補助の対象外となった場合の受益者負担などを緩和する趣旨から、補助率等の見直しを検討しているところです。

以上のように農道整備については各種事業がありますが、現在では農業の生産基盤を図る

だけでなく、より快適な農村生活環境を創出する上で重要な地域資源でありますので、地域の実情や要望等に応じて必要な措置を講じてまいります。

次に、建物行政について。現在進行中の公共事業は、旧講堂兼公会堂修復工事と中学校武道館改築工事の二つであるが、どちらも高額な建設費で進められている。一方、庁舎建設に関しても基金が積み立てられ、数年後の建設が予定されていると聞く。このような状況の中、新たに歴史文化交流館（仮称）の建設見直しが検討されているようだ。

そこで次のことを問う。

（１）と（２）の歴史文化交流館についての質問には教育委員会から答弁があります。

起債の多発で町財政の健全化は今後保たれるのか。他の事業を圧迫することはないのかと。町では今後の行財政運営に支障が発生しないように毎年財政計画の見込みを立てており、財政の健全化に努めております。

そのために、毎年今後3カ年の事業について各課のヒアリングを行い、財政計画とあわせ振興実施計画を策定しており、多額な投資的事業には、その財源としての起債の発行も計画に織り込んでいます。起債の多発との御意見ですが、予算編成においては、やむを得ない場合を除いて公債費の元金償還額以下の借入額を基本としているところであります。

また、財源補填となるような交付税措置のある起債の借入れを中心に、可能な限り一般財源の持ち出しが減少するように、また財政指数の実質公債費比率や将来負担比率に注意しながら起債計画をしております。過度な起債の発行は後年度の住民に過重な負担を強いることにもなりますので、償還額の拡大で他の事業を圧迫する、または遂行できないような事態が発生しないように、今後の財政運営に十分に注意を払い、借入残高の圧縮に努めているところであります。

3、地場産業支援事業について。地場産業の後継者対策の一環として、窯業人材育成産地支援事業が実施されているが、現状と今後の展開について問う。

まず、現状についての問題点はないかという御質問ですが、1番 城後議員でも答弁したとおり、窯業人材育成事業については、波佐見焼産地の次代を担う人材を育成し、波佐見焼のさらなる活性化を図ることを目的に、平成27年度から県、町、産地それぞれ3分の1の負担において事業をスタートさせたところです。特に後継者不足が深刻な状況にある生地業などの下請業へ、将来窯業に従事することを前提とした研修生を募集して、基本的に1年間の研修期間中に実技を身につけていただき、研修修了後は生地業等の後継者として、波佐見町

内事業所に就業するか起業することを目標としています。

事業を開始して2年が経過し、研修期間終了後の就業、起業の困難さや産地負担金の捻出などさまざまな問題点が出てきています。1年間の研修ではなかなか起業までの技術の習得は厳しく、一旦生地業等へ就業し、さらに技術を磨いてからの起業が望まれますが、家内労働が中心である生地屋さんで新たな雇用は経営的にも非常に難しく、窯元の生地部門へ就業していただくなど、研修後の就業先の確保も課題となっています。

事業の目的は達成されているかという御質問ですが、波佐見焼産地を担う、特に生地業の後継者を育成するため、研修生を募集、採用し、研修を実施し、基礎的な技術の習得をしていただき、生地屋や生地部門の窯元へ就業した人が2年間で6名できたことは一定の成果であり、事業の目的は達成されていると考えます。しかしながら、1年や2年という短い期間で後継者問題が解決することは困難であり、研修生が起業し、産地の担い手として活躍し、最終的な後継者誕生という大きな目的達成までにはもう少し時間がかかると考えています。

事業の継続はどうかという御質問ですが、本町の基幹産業である窯業は、古くから分業制によって製造から販売まで担ってきました。焼き物づくりにおいて原材料の確保や生地、成型はなくてはならない最重要工程であり、そこが途絶えたら、波佐見焼の存続自体に支障を来す、極めて重要な部門です。今、この生地業の後継者が非常に少なくなっており、産業を維持していくためにも何らかの手だてをとっていかねばならないことは明白です。

昨年度商工会が実施した、生地業を営む方に行った89事業者へのアンケート調査では、5年以内に廃業を考えているところが11事業者、10年以内も11事業者で、この10年間に合計22事業者が廃業の可能性があります。生産ニーズが今と変わらない状況だとすると、産地を維持していくためにもこの減少した分の補完がいろいろな形で必要となっていきます。

そこで、今後、産地としてあるべき姿を描き、後継者発掘、確保のための研修事業や就業後の技術補完のための短期研修、起業に対する支援などの人材育成から、人的補完以外で考えられる共同化や機械化など生産性向上のための方策など、あらゆる角度から総合的に問題解決のため関係機関と協議を進める必要があります。既に3期生の募集を開始しておりますが、この事業については生地業などを産地として、次年度以降継続したいとの意向を聞いていることから、次期クールに向けて大幅な事業見直しなど、事業組み立てを窯業関係団体をはじめ、県、町とで協議を重ね、よりよい事業として実施できるように努めていきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

三石孝議員の御質問にお答えをいたします。

建物行政について。現在進行中の公共事業は、旧講堂兼公会堂修復工事と中学校武道館工事の二つであるが、どちらも高額な建設費で進められている。このような中、新たに歴史文化交流館（仮称）の建設見直しが検討されている。

そこで、1、継続予算の取り下げから間もないが、どのような検討をされたのか。2、予算の見直しはされたのかというご質問でございますが。

6月議会においての答弁と重複するところがございますが、3月議会定例会において継続費の廃止を行ったことから、3月30日に通算7回目になる建設検討委員会を開催し、経過報告並びに今後の進め方を協議いたしました。協議の結果、再検討を行うことで、建設検討委員会内部に展示内容を検討する展示ゾーン部会、カフェや庭を含め交流全般を検討する交流ゾーン部会の設置を行いました。これまでそれぞれの部会を数度開催し、再検討を進めていますが、現時点での再検討の状況はおおむね次のとおりでございます。

展示ゾーンについて、波佐見の歴史コーナーの拡大拡充を行い、原マルチノをはじめとする人物コーナーや人形浄瑠璃、浮立も紹介することで検討しています。

常設、企画、特別展示コーナーは、波佐見焼を中心に展示を行い、藤田、三上コレクションの一部を展示することで再検討を行っています。

また、カフェを中心とする交流ゾーンについては、カフェと和室、広縁の関係を整理し、カフェの形態についてあわせて再検討を行っているところです。

次に、庭及び駐車場については、庭の公園化と駐車場の庭側への拡大を検討しており、それに伴い、表門と付随する塀を撤去の方向で再検討しています。

今後、各部会で再検討案をまとめ、建設検討委員会で全体的な方向性を決定したいと考えているところでございます。その後、昨年3月に策定しています歴史文化交流館建設基本構想の変更に着手し、再検討の全体像を御提示したいと考えております。

2点目の予算の見直しは行ったかとの御質問でございますが、基本構想の変更を行う際に再検討の内容に基づいた事業費等の試算もあわせて行うことにしており、その結果に基づき予算の見直しもあわせて検討したいと考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

まず、道路行政について御説明いただきまして、その中身につきましても、ほぼやはり波佐見町におけます道路行政の中心となりますのは、佐世保嬉野線を中心とした県道の6路線、それに接続する町道、1級町道、また町道全体では308路線というふうなことで御説明がありました。まさしくそのとおりでございまして、ライフラインの中では波佐見町は海もないところがございますので、まさしく道路が一番主要なライフラインだというふうに認識しております。やはりこの町道の管理についてですけども、今現状をお聞きしますところによりますと、町道は1級町道、2級町道、また、一般町道というのがあるということで伺っております。この町道における舗装措置ですね。舗装してある率は何%ぐらいになっているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

町道の歩道延長についてのお尋ねですが、済みません、舗装率についてのお尋ねですけども、1級町道につきましては100%になっております。2級町道につきましては97.6%、一般町道につきましても97.7%ということで、舗装率の平均でいきますと98.1%ということになっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

町長の答弁にもございましたとおり、町民の生活と深くつながる道路は町道でございます。その町道が舗装率が98.1%、残りの1.8%、1.2%ですか。なぜ100%に行っていないのでしょうか。その理由をお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

町道の、未舗装の町道が11路線ございます。100%未満ということで、部分的には舗装されておる路線がほとんどでございまして、一路線のみ、全く舗装されていないところもあります。その路線につきましては、いわゆる生活道路といいますよりも農道的な、いわゆる通常の生活道路としての役割よりも農道としての役割とか、そういったものがあるところ。それから、舗装されていない、一部舗装されて、その先がされていないとかいうところにつきましては、いわゆる生活道路としての機能的にはないんですけども、以前、町道としての認

定はされておるけども、実際の車の通行等がなされていない。そういったところの町道もあるということで、未舗装のままという形になっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

できれば100%の舗装率ができますように努力していただきたいと思います。といいますのも、これはずっと、今のご答弁ですと、舗装に至る計画も多分上がらないというふうな感じですね。多分5年たとうが、10年たとうが、そういうことで町道の舗装率というのは上がらない。町道というのは、先ほど言ったように、基本的には町民の生活にすごく密着した道路というふうな認識でおります。多分そういう認識で町道の指定もされたと思いますので、できるだけ町道の全面舗装整備については極力努力していただきたいというふうに思いますし、また、ここで挙げています里道等ですね。改修補助金の利活用についても御説明がありましたけども、いろんな形で改善されております。

なぜこういうふうなことを言いますかというのは、今回も北部九州豪雨で災害が起きました。それはとてつもない豪雨によってああいう大きな災害があります。しかし、目に見えない災害はあっているんですよ。道路の整備、側溝の整備が行われていないだけで、いろんな形でけがしたりとか、事故したりとか、そういうのはあります。これは一般町道ですよ。2級町道です。ごらんになります。山田川内線です。こがん傷んどつとですよ。こいでも舗装に上がるとるわけです。建設課の事務分掌の中にはありますが、維持管理という項目がございますね。町長の回答の中にも、巡回をして、その中で整備を、管理をやっていっております。巡回っていつされています。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

先ほど町長の答弁にありましたように、いろんな補修箇所等がございます。地元の要望に応じて行く、出向いていく場合もあります。そういったことで、町内にいろんな機会に出向く場合がありますので、そういった形で行っておりまして、定期的にそのためにのみ巡回をしているということではございませんけども、常に補修の必要な箇所ということについては記録をしているようなところでございます。

また、今回の補正予算にも計上しておりますけれども、必要な箇所等については順次補修をしておる、舗装をしているところでございます。また、舗装につきましては、現在舗装し

ていない道路のことについても努力はしていくつもりでございますけれども、いわゆる今、舗装されているけれどもかなり傷んでいるところが多数ございます。そういったところを優先して改修をしているというふうな関係で、まだ未舗装の部分もちょっと存在をしているというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

回答は、巡回はしていないと。その事あるごとに回っておるというふうなことで回答なさっていると理解してよろしいですね。ということは、これは傷んだ道路は、雨の後に回ればようわかつとです。天気よかとき回れば、全然わかりません。きれいにできとるって思っで勘違いします。県道は御存じのとおり、パトロール車が、あの黄色いパトロール車が回っている。常に回っています。

私も、西部線ですかね。西部線のあの南小学校から焼野までの間というのはかなり交通量が、状況は変わりまして、大型ダンプ含めて、その西側を回ってくるんですね、現場に行くときに、佐世保に回るとき。だから物すごく傷みがひどいです。雨の日に建設課の方に、もう何度もです。緊急用のアスファルトを持ってきてくれということで埋めてもらったこともあります、何度も。そういう状況ですね。

パトロール、巡回をしっかりとやっていると、98.1%ということで自信満々に舗装率に関してはおっしゃいましたけれども、本来あるべき舗装からは、もう大幅に劣化している歩道、かなりあります。そういうところを早目早目に手当てをしないと、今回の北部九州みたいな豪雨でなくても、いろんな災害、人災、起こるんです。

そういう面を含めて、今後道路行政に関しては建設課を中心に要望、請願等を待つだけじゃなくて、自分たちが維持管理というふうなことで事務分掌を挙げていらっしゃるんで、そこを積極的にやってもらって、波佐見町における道路網を整備、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あわせてですけど、農業関係についての状況は、報告がありましたとおり、多くの農道の要望等がないけれども、小規模農林事業については要望が上がっています。350万に対して247万の利用があったというふうに聞いております。しかし、調べてみますと、この町の小規模農林事業自体の補助率に関しましては、かなり里道関係の補助と比べまして低いですね。里道関係は直営で90%の補助がありますが、農道関係については80%。また、災害について

も、小規模農林事業自体が国の災害基準に適合しない、ちょっと小規模な災害が起きていたところに対応できるかといったら、そうでもない状況が今現在あります。だから、この間の豪雨で道が崩れて、田んぼのあぜも崩れて、田んぼの中に土砂が入っちゃるけど、何もできない状態で放置されているところもたくさんございます。

そういうのを拾い上げて、農道整備を含めてやる方向、補助金の見直しという部分についてお考えはないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ただいまの小規模農林事業につきましての御質問でございましたけれども、町長が答弁しましたように、最近非常に中山間地域の災害が頻発をいたしております、特に御指摘があったように国の補助事業に採択ができなかった場合のやはり負担が大きいというようなこともございまして、30年度から、そういった補助率の見直しを考えていこうというふうな検討を今やっておるところでございます。ほかの補助率につきましても、30から40%、あるいは材料支給のみであれば80%ぐらいの補助率になるんですけれども、おっしゃるように補助率が低いというのも事実でございますので、総合的に含めまして検討していきたいというふうに考えております。

それで、農道の整備につきましては、今は多面的機能支払交付金とか中山間地支払交付金とか、そういったことで幾らかカバーできるような、以前と比べれば制度ができておりますので、そちらのほうにつきましては、計画に乗れば、地元負担もゼロというふうなことになりますので、できればそちらのほうで対応できれば、そういった制度も有効に使っていただきたいと考えます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

よくわかる御説明ですけど、実は、その多面的な利用のその制度とかは、大方、数年間の計画が入っております、そういう部分に関して、臨時的に道をつくりたいとか、こういう状況で入れ込みができないという状況もあります。

なぜ、農道に対して、農道の整備を今さらながら強く声を大きくして私が言っているかといいますと、こういう事情です。皆さん、表面的には耕作放棄地といって、後継者がいない、高齢化になった、農業者がですね。そういうのを理由に挙げて耕作放棄地が増えています。

耕作放棄地が増えると、鳥獣害が増えていきます。すなわち、そこをすみかにどんどんどん住んでいきます。

要は、何事もそうですけど、耕作放棄地をつくる原因の一つに、先ほど言った二つの原因がありますけど、大きな原因は何かといたら、アクセスの悪さです。農道。農道の整備がないから、そこに行くアクセスが、もう車も通られん状況だとなると、つくるの、やめたとなるわけです。そういうことでも農道の整備は耕作放棄地を増やさない。押さえ込む。そういうのにもつながります。

ですから、積極的にその整備については、先ほど申し上げましたとおり、補助金等の見直しについて思い切った対策をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

御指摘のように耕作放棄地が非常に拡大化をしているのは、農業サイドとしても課題として捉えているところでございますが、農道の整備は、ここ数年、大規模な農道整備は行っておりません。どういった農道の整備になるか、いろんな受益者の面積とか延長とか、どれくらいの規模の農道整備になるのかは、その事業の規模を捉えて、いろんな事業に乗せられるものであれば、国や県の補助制度を活用してやるようにいたしたいと思いますが、それに乗らなかった場合のそういった小規模的な事業につきましては、この小規模の補助事業を使っていくことになろうかと思っておりますので、その辺の補助率等も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

その小規模農林事業に関しては複数の農業者が耕作しているのが条件とか、いろんなことがございます。しかし、複数の農業者とは言いながらも、もう今のところそういう状況ではない事実関係も発生しておりますので、それも含めて御検討ください。よろしく願いいたします。

引き続き、建物行政のほうに移らせていただきます。壇上からの質問でも申し上げましたとおり、この事業は3月に継続費の取り下げがなったような実態で、このときの新聞、3月17日の3、ごめんなさい、2017年ですね、ことしの3月16日の新聞、長崎新聞です。ここに書いてあるのは、町によると、昨年末に建物を覆う塀が耐震基準を満たしていないことが

発覚、耐震工事が必要となるなどし、追加費用が発生したという。補正予算を否定した議員からは、調査時の建物購入時の見通しが甘いとか、今後も事業費が膨らみ過ぎるのではないかというのが原因であって、最終的に、町長が、これ以上問題が出てこないように十分検討し、時期を見て再び提案したいということで回答されている新聞です。

ここに書いてある部分で、今、教育長から御回答もありました。検討しましたと。それで、検討するエリアを、展示ゾーン、交流ゾーンという二つの部会に分けて検討しましたという回答がございました。そのときの3月のやりとりの中でも、かなりの議員が費用、費用の上乗せがこれじゃあまたあるのじゃないかとか、そういう質問が結構あっています。こういう部分について、先ほどは事業費が確定し、その結果を見て見直したいということですけど、今お聞きする内容によっては、駐車場をちょっと広くして、前面の門を建物側に寄せて、駐車場を広く使うという方向で、そういう検討以外は予算的な軽減措置の御検討というのはなかったのですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

3月議会の中でも、議員さんおっしゃるとおり、今後事業費が膨らむことがないか、また運営は大丈夫かということが主な内容だったと思います。それを受けまして建設検討委員会では、教育長が答弁したとおり、部会を分けて今検討をしているところでございます。

3月の議会でも御指摘いただきましたが、補正予算を組んだのは、当初想定をしていなかった塀に鉄筋が入っておらず補強が必要だったということでございました。ですので、私どもはその辺を踏まえて、今回時間をかけて再検討を行って、なおかつ調査を行うようにしております。今回の3号補正において、基本構想を見直す際に、これら事業費の再算定も行うよう、業者を交えてお伺いしておりますので、そういった面を踏まえて、全体的な事業費を確定し、全体像を御提示し、再検討というか、審議をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

いや、やはり、その多くの議員が予算的なものをやっぱり気にしてなさって、見直しをかけてくださいというふうなことですよね。継続費の問題もございましたし。そういうことが

上がっているにもかかわらず、そのゾーン別の検討は多分されたということで御説明も伺っております。そこら辺に関しても、やっぱり検討委員会の中の検討部門をやっぱりつくってやるべきじゃないんですかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それぞれの部会は、部会員さんのみで今論議が進んでおります。したがって、今後その部会の各案を持ち寄って、建設検討委員会全体の検討を始めたいと思います。そこには実施設計を行った業者を加えて検討いたしますので、その中で、今見直しを行っている事業費等々の試算をさせて、全体像を御提案し、その中でその再検討がいいかどうかということも踏まえて、さらに論議を深めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

よろしく願いいたします。検討してください。といいますのもね、現在、償還をされている部分に関しては、年間、28年度で6億7,000万ですか。27年度でも同じぐらいですね。今回、建物行政というふうなことで挙げております建物ですけどね、旧公会堂耐震補修の修復事業ですね。これが2億304万ですか。それと、歴史文化交流館、これが例の3,500万が追加にならなかった場合ですね。これが2億4,972万、それと中学校の武道館が1億5,300万。返済が、これはトータルで6億576万、三つのですな、建物が、既に、歴史文化交流館は別としまして、進められて進行しているという状況でございます。これに対して、やっぱり財源としては地方債が、旧公会堂が1億8,250万、歴史文化交流館が2億2,400万、中学校の武道館が1億3,000万、合計で5億3,790万。こういうのを新たに返済していくと。町長からは大丈夫ですよ。ちゃんと財政のプロであって、そういう健全な財政を保たれるようにやっておりますから大丈夫ですよとおっしゃいますが、6億の、三つの建物に対して5億3,000万を借りるわけですよ。早く言えば90%ですな。そういう行政を、どう言ったらいいんでしょうか、弘道館という教育施設である武道館については、もう必要性があるとは思いますが。大きさはともかく。また、もう旧公会堂についても文化的な価値があるということでもうされています。まだされていない部分に関して、新たにこの歴史文化交流館（仮称）を、そこまでの部分をやっぱりつくる必要性を、やはり同じその検討という部分で進んでいかれるの

であれば、いろんな意味から、いろんな方向から検討していただけることはできないでし
ょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

いろんなお考えはあろうかと思えます。しかし、我々教育委員会といたしましては、この
歴史文化交流館の必要性というものをしっかりと捉えながら進めている事業でございます。
何回もこれまでも申してまいりましたように、波佐見町には歴史財産、あるいは文化遺産み
たいなのがたくさんございまして、それを発信する場というものがなかなかございません。
それと歴史文化についての学習する場もございません。それと、もう議員も御承知のとおり、
いわゆる分室が老朽化しておりまして、この移転先をどこにするかというので、これをして、
今のこの交流館の中に一緒にしようと、そういういろんな目的をもって教育委員会としての
立場でこの事業を進めているわけでございます。ですから、我々としても大変早く、そして
必要性を持った事業であると捉えております。

それと、もう一つは、やはりこれだけ波佐見町が注目されまして、今年度は100万人の来
訪者に達成をするという大きな目的を持ってやられているわけですが、そういう来られた方
が、よく私は耳にするのですが、波佐見の歴史を知るところはどこにあるんですかというよ
うなこともたくさん注文が来るわけです。そういう意味からも、やはり波佐見を紹介する、
発信する場というものも、我々は必要性というものは非常に感じておりまして、もちろん高
額な金がかかるわけですが、それだけの必要性をもって行っている事業というふうに御理解
をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

非常に高額だというようなこともありましようけども、私は決して、やはり町の存在感を
あらわすのはこういう歴史文化交流館じゃないかと。高度成長時代に、私自身も、あのころ
はどんどんありましたから、歴史文化で飯が食えるかというような思いをいたしました。今
やはり全国いろんなところに行きますと、そのまの歴史文化、これがまの存在感とし
てどこでもあるわけです。そして、そのことが町民の誇りになる。民度が上がる。そして高
額といっても、この程度の規模でどこも歴史文化交流館をつくったとしたら、10億前後かか
るわけですよ。これをあの土地で、そしてこれだけで、どうせつくるなら最小の経費で改造

して、そしてより有効な活用の仕方をするということであれば。

そして僕はもう行革ではずっとやってきております。一番先まで、やはり皆さんに過度な、未来に過度な負担を絶対かけない。そしてできるだけ行政水準を落とさない。そして、より有利な起債をして最善を尽くしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

熱い思いにつきましては理解しております。ただ現状は、例えば2050年にはもう波佐見町の人口がどっと減ってしまう状況の先行きというのもいろんな調査では出てきています。そういう思いも含めて、後世についてはそういう部分、町のコンパクトな町づくりというのも含めて考えていただいて、その皆さん方の思いが達成できればというふうには思っている次第でございます。

続きまして、地場産業の支援事業についてになります。現状についての問題点というのは多々ありますが、すぐには解決できないよということですが、私もそう思っています。研修生、今、生地業で研修されていますが、その方たちの研修費が12万5,000円です。よくよく聞きますと、家賃等に4万から5万、それと年金に1万6,000かれこれかかる。国民保険料が2万ちょっと超えるぐらい、2万4,000円ぐらいかかる。じゃあ家賃の5万と、その年金、保険で4万だったら9万引かれる。前の職の税金が、1月1日に波佐見町に移ってこられたら、波佐見町の税金を払わないかん。大体収入の100分の1ということで、月1万から1万5,000というふうな数字になる。

そうしますと、残るのは、2万5,000から3万の状況なんです。彼ら彼女たちがそうやって後継者を求む町の事業に参画して、将来の後継者として頑張っってやっっていこうという状況の中で、余りにも研修できる環境が整備されていないというのが現状です。やっぱりそれはここまで地場産業等、盛り上がり牽引してこられる行政としては、ちょっとやっぱり手が足りなかったかなというふうに考えます。

そういう面で、今後ですが、最低でもその住宅のほうの補助含めて見直していただくことができませんか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、この事業については、かねてからの懸案事項だったということで、この事業自体が

産地からの要望でできたということは、まずもって成果だと思っています。それで、この2年間、生地組合ともいろいろ団体とも話し合っただけで協議した結果、いろんな問題が出てきます。今言われた住宅の問題は出てきておりますので、先ほどの城後議員に町長からの答弁ありましたとおり、改めるところは改めて、特に住宅等についても制度途中であっても変更ができる、追加できるような、そういったのも前向きに検討するということです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

前向きに検討するというのは、やっぱりいい方向に受けとめたいんですけど、やっぱりこの辺は1クール、3期生まで、1期生、2期生、3期生を1クールとおっしゃっていますが、3期生の募集をされています。3期生から適応できるように何とか予算立てできる方向で手当ができないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど答弁したとおり、年度途中でも改めるところは改めるという回答でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

改めるところをしっかりと私のほうは記録をしておきますので、よろしくお願いいたします。

それと、私が考えますに、この事業というのは振興会、波佐見焼振興会のほうがホームページを使って全国の皆さん方に発信して、いろんなつながりがある人が実際研修生にはなられているんですが、実際県外の方が来られているのが多いです。

その中で、やっぱり事業主体が、最終的には町長の答弁にもございましたけれども、やきものの産地のベースになる生地屋さんをしっかり育てあげんばというふうになるんですが、私が余りやきものには詳しくないですが、私が考えるに、生地業さん、波佐見町は独特な分業制があって、生地屋さんがあって、鋳込み屋さん、型屋さん、荷引屋さんがあったりとか、窯元さんがあったりというふうなことは想像がつかます。その中でも、波佐見焼振興会が窓口になられていますが、実質的には生地業さんの業務が中心になってされてきました。

でも、よくよく考えてみますと、教えた研修生が今度独立したときにライバルになるわけですね、ライバル。すなわち生地屋さんからすると。結局、生地屋さんが少なくなると、ど

こが困るんですかと。純粹にやきもの屋さんに、いろんな方に聞いた。やっぱり窯元さんです。こういう制度で技術を磨いて、独立された方が増えると、どこが助かるんですか。やっぱり窯元さん。そうしますと、この事業の事業主体が、やっぱり窯元さんを中心とした工業組合とか、やきもの全体がこの事業主体としてあるべきじゃないかと、私自身は思いますし、そうないと、またおかしくて、全部を特殊な業態に任せるのはおかしいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この生地業の後継者問題が、生地業だけの問題だとは思っておりません。おっしゃるとおり、これはなくなれば窯元が困ることであり、また産地全体が困ることでもあります。そういうことで、言われるように生地だけじゃなくて、生地ももちろんかわってまいりますけれども、窯元さんにも協議の場にもっと入っていただいて、窯元さんだけでなく、産地、商社も含めたところで、産地全体となってこの問題を一緒に考えていくよう、1年かけてでもしっかりそういった協議をつくり上げていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そうあっていただきたいと思います。同じ質問で申しわけございませんけど、町長の今のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

間違いなくそのような形で、直接的には窯元が一番かなめになるところじゃないかなと思っております。ただ、窯元も種々様々ありまして、組合に入っている、入っていない。そして、また自分のうちは内製ができるとか、うちの外注はきちっとしとる。余り関心がなくなっているあれもありますね。しかし、今の現状からいくと、やっぱり生地屋さんが少なくなるといえるのは、産地全体の衰退につながると。もっと大きい考え方で、生地屋さん同士のライバルというぐらいのことじゃなくして、産地全体という捉え方で、やはり、そしてその中でかなめとなる工業組合の人たちも一緒になって、一緒になっているところはあると思います。僕は実態を、いろんなことは現場に任せて、ちゃんとつかむところはつかんで、よりよい制度として持っていかなと、今まで学んだことも何もならない。課題もとられたこ

とも。今からの道を開く、そういう形の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 三石孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時5分より再開いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、こんにちは。さきに通告しておりました質問をしたいと思います。

初めに、1、役場庁舎の駐車場の現状と車両及びその管理等について。

(1) 現在、役場の駐車場は何台とめられるのか。職員（臨時職員等も含む）の車両と公用車は合計で何台か。借用している駐車場は何台とめられるのか。シルバー人材センターやその他通常、当該駐車場を使用している車の台数は何台でしょうか。

(2) 住民や来客用に準備してある駐車スペースは何台分あるのでしょうか。現状では駐車スペースは飽和状態であると思いますが、改善策はあるのか。

(3) 公用車は何台あるか。また、それにかかる経費は総額で幾らか。台車及びそれらにかかる経費は適正か。台数ですね。台数及びそれらにかかる経費は適正か。車両の管理等はどのように行われているのか。また、更新時期をどのように決めておられるのかをお伺いします。

(4) 緊急時において、現状のこの駐車場の運用で対応できるのかどうか。

(5) 特に駐車場のことを念頭において新庁舎建設を考えた場合、検討委員会で現在地に建て替えをする検討もされているのかどうかをお尋ねします。

次に、大きな2番です。緊急時の訓練は行われているのか。特にJアラートの発令時の対応はどのようになっているのかをお尋ねします。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

1、役場庁舎の駐車場の現状と車両及びその管理等についての御質問ですが、まず、（1）現在、役場の駐車場は何台とめられるのか。職員の車両と公用車は合計で何台か。借用している駐車場では何台とめられるか。シルバー人材センターやそのほか通常、当該駐車場を使用している車の台数は。それから、（2）住民や来客用に準備してある駐車スペースは何台分か。飽和状態であり、改善策はあるのかという御質問ですが、現在、役場とシルバー人材センターの用務で駐車可能な台数は167台です。公用車と臨時職員を含む通勤者の車両は合計で142台です。この数が駐車場を利用する最大の台数です。そのうち借用している駐車場は、職員や来客の方が駐車できる鹿山神社の敷地の一部のみで、ここには17台の駐車が可能ですが、したがって、役場の駐車場に駐車可能な台数から最大利用の総台数を差し引いた25台分が最低来客用に使用できる台数となっています。町議会や自治会長会議、その他多人数の会議や申告受付時期など来客が多く見込まれる時期には、鹿山団地横に宿郷自治会の空き地があるため、許可をいただいて20台程度職員が駐車し、来客用のスペースを確保することで対応しています。

次に、公用車は何台あるか。また、それにかかる経費は総額で幾らか。台数及びそれらにかかる経費は適正か。車両の管理等はどのように行われているか。更新時期をどのように決めているかという御質問ですが、町が公務に必要として保有している車両は、消防団に配備しているものを除き44台あります。保有車両の維持管理に係る年間の経費は、車検のあるなしによって年度ごとの費用には幾分差がありますが、平成29年度の予算ベースでは、損害保険料、車検等の点検費、整備費用、燃料費などを含め710万円程度となっています。保有している台数は、各課、各係において対応すべき業務の種類や業務量、使用の頻度などを総体的に勘案し、予算査定時に配置の必要性を精査しています。なお、購入後においても年間の走行距離を含めた使用の状況を検証しているところです。また、それにかかる費用が適正かは、予算の積み上げ段階でも維持管理費が安価な軽の車両を選択するなど、できるだけ最小の経費で運用ができるように努めております。

車両の管理に関しては、道路交通法の規定に基づき、一定台数以上の車両を保有しているため、安全運転管理者及び副安全運転管理者の設置が義務づけられており、全車両に備えて

いる運転日誌をもとに日々の運転状況を月に1回点検するとともに、車両についても毎月、月初めに29項目の点検を行い、管理者に提出させています。

車両の更新時期については特別にルールはありませんが、耐用年数、使用年数、走行距離などに関係なく使用できるものはできるだけ長く使用することとしていますが、現状の使用に支障はないのか、また故障等の修理費用や新規購入の場合の費用効果などを総合的に考慮し、更新の判断をしています。

なお、車両の使用目的にもよりますが、臨時的な事業や期間が限定される事業などに使用する場合は、使用期間を設定したリースによる車両の調達をする場合もあります。

(4) 緊急時において、現状の駐車場の運用で対応できるのかという御質問ですが、緊急時の対応がどのような場合なのか、想定が不明ですが、これまで一時期に役場に車で来庁される方が多くあって、駐車場が著しく不足したという事例はないと思いますが、もしもそのような事態が発生した場合は、職員の車両を一時的に文化会館など別の場所に移動するなどの対応をする以外にないと考えております。

(5) 特に駐車場のことを念頭に置いて新庁舎建設を考えた場合、検討委員会で現在地に建替えをする検討もされているのかという御質問ですが、庁舎建設の基本構想の策定に当たり、必要な事項を検討して町へ提言をいただくために、平成27年10月に庁舎建設検討委員会を設置したところであります。しかしながら、これまで4回の開催にとどまっており、具体的な建設場所や規模などの検討には入っておらず、御質問の駐車場についても検討するまでに至っておりません。当然のことながら議論が進んでいく過程においては、公用車の数や来庁者用の駐車スペースの数なども検討すべき事項であると思います。

2、緊急時の訓練は行われているか。特にJアラートの発令時の対応はどのようになっているかという御質問ですが、災害発生や国民保護の観点からの緊急時と判断し答弁しますが、自治会や消防団の訓練以外にはこれまで災害等の緊急時を想定した町主催の訓練は実施しておりません。ただし、気象の警報が発表された場合は、即、災害警戒本部を置くと同時に職員全員に周知しており、さらに災害が発生した場合は災害対策本部に切りかえ、必要に応じ職員の体制を配備する実働で対応しています。

昨今、北朝鮮のミサイル発射に関してJアラートによる緊急情報が発せられた経過もありますが、この件については国や県からも弾道ミサイル落下時の行動についてどのような対応をすべきかの要領が示され、県と同様に町のホームページに掲載し周知しています。次第に

現実味を帯びた情勢にもなりつつありますので、自治会長を通じた周知の徹底や広報誌への掲載も必要かと考えています。しかしながら、要領では有事の際に頑丈な建物や地下街などへの避難が示されていますが、促されても実在しない現状ですので、不安を払拭できないというのが現状ではないかと思っています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今回の質問は非常に日ごろの毎日のことと、非日常のことが重なったような質問になってしまっているわけですが、ただ、その非日常的なことも非常に先ほどの答弁のように、国民保護法が発令された後、施行された後、全く現実味がなかった法律だったのが、真に何か身近なものに急になってきたということがありまして、その意味も含めて周知も含めて今回質問させていただきたいと思います。

初めに駐車場の件なんですけど、初めて総体的にお聞きしたわけなんですけど、現在、その駐車スペースの能力が167台というふうにありました。合計で職員さん、公用車、今通勤されている台数が142台ということでありましたけれども、先ほど、例えば自治会長会の日、あるいは議会が開かれた日、入札がある日、特に一番車が多いときが確定申告の期間ですね。そういうときが想定されるんですけども、そういうときに非常に駐車スペースがなくて、ぐるぐる回って、それから窓口へ来られている住民の方もたくさんいらっしゃると思います。そういう声みたいなのはどのようにお聞きになっていますか。何かクレームみたいなことがあっていないかどうかですね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員駐車場の数、職員というか、来客用の駐車場のスペースが少ないというのは、もう現実的に私たちもつかんでいるところですけども、ふだんに来客の皆さん方から、ちょっととめられなくて困りましたというのは、余り、私どものところまではちょっと届いておりません。ひよっとすれば、税務とか、戸籍、住民福祉の窓口とかにはひよっとすれば少しやっているのかもしれませんが、総務課の町長管理の部分までは、それほど多くというか、滅多にと行っていいぐらい、駐車場がありませんでしたという苦情の御意見は何っておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ちょっとそれが聞こえてきていない場合があると思いますので、窓口サービスを受ける前に駐車サービスを受けられない状況はあるかもしれないので、その辺はしっかり聞き入れてもらいたいなと私は思います。

もう一つ、これは駐車スペースを私も当たってみましたけども、やっぱり一番気になるのは役場北側駐車場、この1段上の駐車場の2列、3列に駐車している車のことなんですけど、結局、これは何か本当に緊急時のとき、真ん中の車、あるいは奥の車が急に出なきゃいけないときにはどのように対応されているのか、お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

北側の駐車場の駐車の様子については、まず、職員が結構たくさんとめておりますので、来客用に配慮をするためということもありまして、できるだけ縦列の駐車をしております。縦列の駐車は課によっては2台、もしくは3台と、ひょっとすると4台というところもあるかもしれませんが、職員ができるだけ縦列駐車をして、来客用のスペースを確保するというように配慮をいたしております。緊急な場合にあって、例えば職員が緊急に車を出す必要が出てきましたというときには、課内で縦列をやっておりますので、課内でコミュニケーションをとりながら車を移動して出すというような形をとっています。できるだけ来客の方が縦列にならないような方法でスペースを確保しているという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今回、北側駐車場を見たときに、4列になっているところは健康推進課の駐車場ですね。ここが12台分あって4列に駐車しているんですけど、現実に本当に何か急に職員さんの家族とかなんとかあった場合に本当に対応できるのかなと、私はちょっと不思議に思っているんですけど、本当に現状のままでこの運用の仕方でもいいのかどうかですね。あるいはこれを解決するような、改善するようなことは今まで考えなかったのかどうか。そこをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

緊急の場合が発生することは、それはやむを得ないことだと思いますけれども、ケースは非常にまれであろうと思いますので。職員の場合には、出張に出たり、役場に来てから、役

場に駐車をして出張に出たりする以外については、ほとんど役場に在庁という形がとっているとしますので、特別な場合を除けば、臨時の場合であっても職員間の車両の移動は可能だと、そういうことを想定をして、今の縦列の駐車帯をとっているという状況です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

一旦、ちょっとその質問は置いておきますね。

まず、管理、車の管理についてなんですけど、ちょっと答弁で少し聞き取れなかった部分もありますので、確認していきたいと思います。

まず、車の管理なんですけど、今回の同僚議員の質問もありましたけど、地域協力隊の車両が多分2台あると思うんですけど、現在その2台はどのように使われているのか。これは必要な車両なのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

商工振興課に協力隊員が2名いまして、その2名、やめましたけれども、終わりましたけれども、1台は商工振興課のほうで継続してリースを行っておりまして、1台は次期協力隊のために車両を確保している状況であります。3年リースの途中ということで、そのほうが有利というふうに判断をしております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今話を聞きますと、2台は本当は必要ないということのように聞こえますけども、そもそもこの44台の公用車が、先ほど町長の答弁によりますと、乗ったときには必ず記録をするということで書いてあります、答弁がありました。それも管理をされていると。安全運転管理者の方がいらっしゃって、20項目にわたっての管理とかなんとかもされているし、乗っている状況も管理されているということです。走っていない車も結構あると思うんですけど、その走行距離とかなんとかですね。現に実際に必要でないような車両もあるのではないかなと思うんですけど、そういう判断はされていますか、されていませんか、お聞きします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

必要でない車があるかないかと言われれば、ないという答えになると思います。先ほど町

長の答弁の中にもありましたように、車両の必要性については、予算の査定時にどのくらいで走っているかとか、本当に必要なかどうか、そういったところを検証しながら予算をつけております。そういった段階で車両は必要だということで予算も確保をしている状況でありますので、必要でない車はないということで理解をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

答弁としてはそうなのでしょうけど、現実的にはあんまり走っていない車もあると思うんですよ。やはりその予算査定のとときにしっかりとそこはしてもらいたいと思いますし、地域協力隊を一人雇うつもりでの1台を確保しているということなので、その分は完璧に浮いている形になっていると思いますが、この地域協力隊の方もいつ入ってこられるかもわからない状況だと思いますが、これは要するに入ってこられようとこられまいと、もうリース期間中は確保するということになるということですね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そういうことになります。車両を確保している。常に、ずっと今、協力隊は募集している状況で、すぐにでも入ってもらいたいという状況でありますので、一旦契約を切るわけにいかないという状況であります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういうことだと理解しておきますけども、改めてその予算時にはしっかりとした管理をしていただき、必要な台数に公用車についてはしていただきたいなと思います。

また、ガソリンや車検等はどのように行われているのかをお尋ねしたいと。ガソリンの給油ですね。給油あるいは車検時における自動車の管理、業者さんあたり、どのような形でされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

毎年公用車につきまして、車検が消防関係の車両を含めまして、全体で25台から30台程度発生しております。こういった公用車の車検につきましては、全て町内の自動車整備業者、全部で15社ほどございますが、そういったところに偏ることなく依頼をしているという状況

でございます。それからガソリンにつきましては、給油につきましては、各公用車にチケットを載せておりまして、このチケットが使用できるのが町内のガソリンスタンドでございますので、町内のガソリンスタンドのほうで給油をさせていただいて、まとめて月末に請求していただくというシステムをとっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ちょっとこれほうがった見方をして申しわけないですが、例えば、そういうチケットについて、不正とか行われるような仕組みにはなっていないですよ。不正とかが行われないような形をとっていらっしゃるのかどうかということをお尋ねしておきます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それぞれの給油チケットには車両番号を控えるようにしておりますので、これは3枚つづりになっていますから、ガソリンスタンドと当然請求に使う分と、いろいろ控えておりますが、それに車両ナンバーは必ず控えるようにしておりますので、そこで確認をしながら支払いを行っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

済みません、確認、もう一つ、車検についても同じことが言えますか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

車検についての不正といいますか、標準的な車検の代金というのは、ほとんどわかるところでございますけれども、車検の中で、一部やはり車両について、故障に近いといいますか、修繕が必要な部分もございます。そういったものはちゃんと明記をしていただいて、修理した後の確認というのはおかしいんですけども、ちゃんと整備をしていただいて車両を受け取るというシステムにしております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

車両についてもう一つ、事故等は役場職員の方っていいですか、公用車における事故というのはここ近年どれぐらいあったのか。もしあったら教えていただきたいのと、交通違反

がなかったかどうかですね。公用車にのって。そのところをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

公用車の事故については、つぶさに何件起きたかというデータは手元にはございませんが、大体大きな事故はそれほどあっておりませんが、ちょっとした接触事故とか、そういったものについては年間に一、二件、もしくは二、三件程度は発生をしている状況はあります。

それから交通違反ですね。交通違反についてはデータはとっておりません。先般、先週に安全運転管理者の講習会がありまして、その際にも講師の方から勧められたんですけども、今、有料にはなりますけれども、交通安全センターですかね。そちらのほうに申請をしますと、個人の職員の運転履歴証明書、経歴証明書、そういったものが取得をすることができるということでございまして、職員の安全運転に関するその意識の啓発のためにも、効果がありそうなことだなということで帰ってはきましたけれども、何分、ちょっと費用もかかります。1件680円ほどかかりますので、100名分をとれば6万8,000円ぐらにかかります。ちょっとこの件については今後検討なんですけど、現在のところ、職員の違反、交通違反に関するデータのところまでは把握をしていないという状況です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私は、公用車によってのことですので、そこまではあれなんですけど、非常にひどい人はちょっとマークしておかなきゃいけないでしょうけど、基本的に今の状況だと、事故においても違反者においてもそんなに見受けられないということで承知しておきます。

それでは、保険についてなんですけど、この保険会社というのはどういう感じになっているんでしょうか。自治体特有の保険会社さんがあると思うんですけど、教えてください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

公用車のいわゆる保険、車の保険につきましては、全国町村会が持っております保険の制度に全て加入をいたしております。対人、対物を含め、それから車両の保険まで加入をしているという状況です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それらを含めて、また予算時に適正な予算立てをしていただきたいと思います。

次に、先ほどから言っていました緊急のとき、緊急時の駐車場も含めて、次の緊急時の訓練等についてお尋ねしたいんですが、最近特にJアラート、全国瞬時警報システムということで、にわかに注目を浴びてきたんですけども、そもそも、このJアラート、全国瞬時警報システムというのは、自然災害と、その武力行使によるようなミサイルのあれとかいうので警報が鳴ります。

まず、例えば緊急地震速報、震度速報、津波警報、大津波警報、それからこれは地区を限定した東海地震予知情報、気象警報、噴火警報というのがあります。まず、この自然災害の件なんですけど、最近特に、先ほど答弁にもありましたように、気象関係では、災害本部をすぐに設置されるようなこととなりますけど、これらのJアラートって発令したことがあるんでしょうか。まずお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

Jアラートの情報の種別については、先ほどおっしゃられたとおり、弾道ミサイル情報から11項目、気象等の特別警報までについては原則市町村の防災行政無線を通じて情報が発せられることになっております。また、地震、それから気象等の警報等についてはちょっと若干取り扱いが異なっておりますけれども、11項目について、波佐見町ではJアラートを通じた情報の伝達はあっておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

9月1日は防災の日ですね。これは防災の日って何で制定されたかというのは、この日が1923年（大正12年）の9月1日、関東大地震があったからですね。そして、このときに消失した家屋が22万以上、消失面積が、焼損面積が38.3平方キロメートル、東京ドームの約1,400倍の広さですね。それから死者が6万420人、行方不明者3万6,634人、傷者、けが人ですね、3万1,051人ということで、関東大地震はその被害の大きさから関東大震災とも呼ばれています。

この9月1日、防災の日なんですけど、本町では防災訓練、役場職員内とか、この役場内でそういう訓練をされているのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

9月1日の防災の日に絡みましての訓練の実施は、町の主催、あるいは役場内の訓練は全くございません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今後は少し考えていただきたいなと私は思います。というのも、このJアラートに鑑みて、要はどういう行動をとるかという、例えば総務課長が先に動いて、後の連絡網とかなんとかをしっかりとしていただきたいなと思います。先ほど言いましたように、平成16年に国民保護法が施行されまして、本町においても町の国民保護計画というのが平成27年6月にしっかりと計画されておりました、ホームページにも載っております。なので、それに従って、しっかりとした確認作業というのをしていただきたいなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

御指摘のように波佐見町の国民保護計画、この27年6月に一部内容を更新をした形で行っております。その中でも訓練の項目がございます、訓練を実施する、訓練については実動の訓練、あるいは図上訓練、実践的な訓練、そういったものを実施をするということが明記されておりますが、現実としてはその訓練は実施をしていないという状況がございます。町長の答弁にもありましたとおり、警報等が発令をされた段階では、もう訓練はさておき、通常の情報伝達の訓練ですね。実際に警報が発令されました。災害警戒本部を役場に設置をしておりますということも職員に必ず伝達をしておりますので、訓練とは言わず、実動の形でやっている部分はあります。しかしながら、その他の実際に職員を配置をしてどんな対応をしますよと、そういったところまでの訓練はできていないというのが現実でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ですから、そういう訓練をぜひ模擬的にもやっていただきたいと思っておりますし、その際、例えば、先ほど言いました駐車場の今のあり方でいいのかどうかというのは、また知りたいですね。だから、4列に並んでいていいのかないのかというのはありますので、そこも含めて検討をしていただければと思います。

実際、その8月29日に北朝鮮からミサイルが発射されて、Jアラートが初めて鳴ったと。これは、このときは北海道をはじめ、ほか11県、こちらには関係がなかったからよかったものの、当日、北朝鮮からミサイルが発射されて、全国瞬時警報システム、Jアラートが即応したということで、菅官房長官は緊急の記者会見を開き、北朝鮮が発射したミサイルが日本の上空を通過して、襟裳岬の東の太平洋上に落下したという報告をなさいました。

本当に弾道ミサイル等の情報がもう身近なものになってしまったという、考えられないようなことが起こっています。さらに9月4日の長崎新聞には、北朝鮮は9月3日、国営メディアを通じ、大陸弾道ミサイルICBM搭載用の水爆実験に完全に成功したと発表したと。気象庁によると、北朝鮮で日本時間3日午後0時29分ごろ、マグニチュード6.1の地震波が観測されたということで、核実験が断定されたということで、ますます何かこう現実味を帯びたといえますか、身近にもう危険を感じるようなことになってまいりました。

先ほど答弁にもありましたように、変に恐怖とか危機感をあおるのではなくて、町は町として、しっかりとした対応をしていただきたいなど、自助、共助、公助というのがありますので、公助の部分をしっかりとして役場場内でしていただき、冷静な判断を町民の方にさせていただければと思いますので、その辺のところはしっかりとやっていただきたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおりでございますけれども、何分、御承知のとおりだと思いますが、非常に現実味を帯びてきた。これまではそこまで考えられなかったようなことが、非常に現実味を帯びてきたということで、ことしに、恐らく今年度に入ってからだったと思いますけれども、長崎県のほうもホームページにそのミサイルの発射がされた場合の対応、避難とか、そういったものの対応について、すぐホームページに載せられた経緯もあります。

現在、波佐見町にも防災情報の部分、それから進捗の部分にも載せておまして、啓発は行っております。加えまして、今月の自治会長会の折にも、このミサイルの発射に伴います、そういった情報の伝達、あるいは対応の部分についても少しお願いをしようかということも考えております。それから、今月は急遽、町の広報誌にも少しだけページを調整をさせていただいて、その部分を載せるようにいたしております。

先ほどおっしゃられた、職員の警戒、即時の警戒とか動員とか、そういったものについて

も、少し研究なり、あるいは再確認をした上で、この国民保護計画に載せられております職員の対応の要領等も職員に再確認をすとか、そういった対応も必要ではないかとは考えております。一応そのようなところで対応してまいりたいと思います。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時42分 散会